

The Kansai University Bulletin

Osaka, April 15th, 1925—No. 28

報學山里子

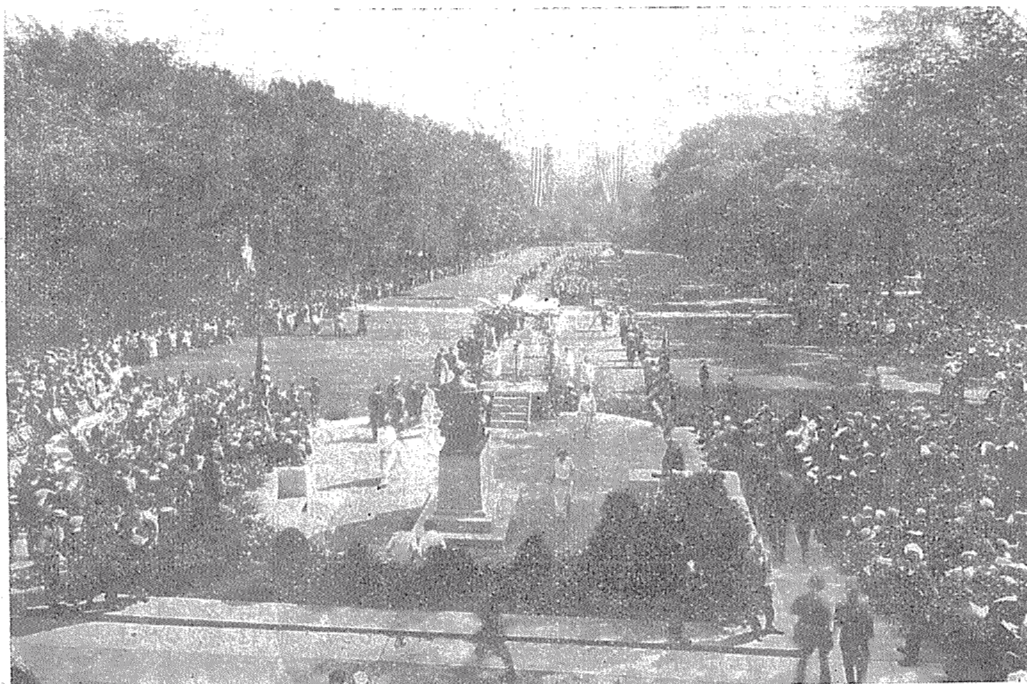
行發日五十月四

號八十二第

年四十正大

Varsity Welcome

The assemblage of Wisconsin's Upper Classmen and Faculty in cordial greeting to the Freshman Class.



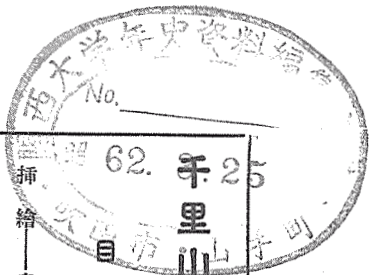
(照參事記) 式學入學大ンシンコスイウ

阪 大

堀佐土話電
番〇七五五・九四〇一

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大



千里山學報 第二十八號

次

挿繪——ウィスコンシン大學の入學式(表紙)——

學部第一回、專門部第三十七回卒業式(その二)

——同(その二)——峯本新太郎氏の近照——磯田糸三

耶氏の家庭——本年度校友春季大會——森下政一氏

の近照

歴史哲學史概説 關西大學教授 武内省三

外國人土地法を論ず 關西大學教授 佐々 穆

學内報——新學長就任の件認可——本學專任教職員

會——千里山親睦會第一回例會——學部第一回及專

門部第三十七回卒業式並大學豫科修了式舉行——

森下留學生の歸朝——秋岡義一氏の逝去——本學

年度入學試験施行

校友の面影——峯本新太郎氏

校友の家庭——磯田糸三耶氏の家庭

校友靈報

學生靈報

ウィスコンシンの學生生活(森下留學生歸朝談)

千里山俳壇——雜錄——新刊紹介

研究

歴史哲學史概説 (承前)

關西大學教授 武内省三

五

ヘーゲルの哲學は認識論上は嚴密なる主知説であり實有論の視點より考察する時は一の唯心論 Spiritualismus である。思惟、即抽象的にして思辨的な思惟こそは實に人間をば動物から區別せしむる活動であるが故に人間に關する認識の唯一の確實な源泉は此に求められねばならない物である。ヘーゲルにあつては獨り眞理のみならず人倫も敬虔も美も一切之等は此思惟の内に其根據を持つ物であつた。然して此思惟活動の本源は更に精神 Geist であるが故に此精神こそ眞の實在に考へられねばならない。此精神は然しながらカントの考へる様に單に人間の悟性ではなく、感性的素材をば直觀の形式や範疇の内に統整して認識を生み出す心の働きを意味する物ではなかつた。其は事物が生産せられ、形成せられ發展せしめられる法則である。其は宇宙全體を支配する原理として我々の内に思惟の本質及軌範として存在すると共に又事物の内に進化の本質及法則として存在する物である。其は主觀的な心の働きであると共に又客觀的な實在である。故に自然界及歴史に於て生きた課程として現はるる全實在は思惟の内に於ても亦同じ狀態に於て發展する物である。ヘーゲルは斯く思惟の辨證法的發展の内に實在の姿を見やうと試みたのであつて我我は彼の内に

極めて進んだ實在的意識の存するを發見し且つ人間の精神生活に對する彼の深い洞察に驚かされるのである。彼が「精神の現象學」Phänomenologie des Geistes 1807「法律哲學」Rechtsphilosophie 1821 及特「エンチクロペデー」Enzyklopädie 1817 に於て發表し更らに彼の死後、美學 Aesthetik 宗教哲學 Religionsphilosophie 歴史哲學 Philosophie der Geschichte 及哲學史 Geschichte der Philosophie 等に關する講義の出版によつて尙一層詳細に知らるるに至つた彼の「精神の哲學」Philosophie des Geistes は實に彼の主知説と唯心論とに賛成し得ない人人にすら教示する所多き思想に満ちておるのである。ヘーゲルの思想の内最も重要な物は彼の「客觀的精神」objektiver Geist なる概念である。其は本原的な精神の活動の結果であつて客觀的制度として具象化せられ個人の思惟及行動を規定する物である。ヘーゲルは此客觀的精神の所産として法律 Recht 道德 Moralität 及人倫 Sittlichkeit 等を教へた。之等の所産物に於ては本原的な精神は自己發展をなしつつ絶えず次第に明確なる自己意識の形態に進みつつある。然かも此精神は物質とは異なつて自由を以て其本質とする。此精神が自己の本質をより明にしより確定して行くにつれて所謂ヘーゲルの言葉で以てすれば「bei sich selbst」になり彼の眞の本領及具體的實在に近づいて行く。此三階段に於ける最高の物、即人倫内にあつては單なる主觀的な道德 Moralität は客觀的制度となり家族、市民社會、及國家を構成するに至る。此三階段はヘーゲルの客觀的精神發展の徑路

であるが其内彼が最も深い興味を寄せた物は此人倫の最高の進化階段たる國家である。彼は「國家は自己意識を有する道德的本體であり家族の原理と市民社會の原理との融合である」(Enzyklopädie § 535)と述べておるが其意は自己自由の意識に到達せむとする人間精神の本領は國家に於て初めて實現せらるる事を意味した物に外ならぬのである。國家は更らに「特殊な個別的な存在であり従て其限に於て他の國家との間に關係を保つ。而して此特殊な諸精神(諸國家の意)は實在としての精神の一般的イデーが發展する爲めの契機に過ぎない。而して此發展こそは世界歴史である」(Enzyklopädie § 536)世界歴史の一般的進行的意義と目的とに就いては彼の死後出版せられた歴史哲學講義の内に細述せられておる。ヘーゲルは先づ歴史の記述に三種の區別をする。其の第一を原型的な方法 ursprüngliche Methode と叫び其は經驗した出來事を其儘に物語る方法である。其第二は反省的方法 reflektierte Methode と名づけられ之は記述者が自分自らの精神を事件の課程の内に加へて述べる物である。其の第三の哲學的方法 philosophische Methode とは歴史の思辨的考察である。ヘーゲルの採用した物は此の第三の哲學的方法であつた。然らば此の方法は如何なる任務を持つておるか。一體ヘーゲルによれば「哲學の齎らす唯一の思想は理性が世界を支配しておる事、從て世界歴史に於ても事件は亦理性的に生起する物である」と云ふ單純なる理性の思想である。理性こそは精神を意味する。世界歴史が斯く精神の基礎の上に經過する物であり精神は

亦世界歴史の内に發展して初めて具體的實在なる物である以上は先づ順序として精神の性質に就いて考察が下されなければならぬ。然るにヘーゲルに依れば精神の本質的屬性は自由であり、自由は我が自分は自由である意識するにありとされた事は既述した通りである。斯るが故に精神は然らば如何にして自己の何たるやを知るに至つたかの法則を記述する事が世界歴史の任務となつて来る。然して此要求を満足せしむる物は彼の哲學的方法である。

彼によれば「東洋人は精神、即人間は人間として其自身自由である云ふ事は未だ知らなかつた。彼等は此事を知らなかつたが故に自由ではなかつた。彼等は一人が自由である事を知るのみであつたが斯る自由は反つて其爲に恣意である。」此一人は従つて單に專制君主であつて自由なる人ではない。然るに「希臘人に於て初めて自由の意識が發生して來た。故に彼等は自由であつた。然しながら彼等は羅馬人と同じく唯少數者が自由である事のみを知つて人間は人間として自由である事は知らなかつた。」最後に「ゲルマン民族は基督教に於て初めて人間は人間として自由である事又精神の自由は人間獨特の性質を構成してゐる事を意識するに至つた」此の意識は最初宗教に於て、即精神の最深奥部に於て發生したが此原理が世界の現實なる迄には長い困難な教化が要求せられた物であつて「此原理を現實世界に應用する事、世界の狀態をば此原理を以て築き上げ且貫通せしむる事は永い時間の経過であつた。而して此経過こそ歴史自身を構成する物である。」故に「世界歴

史は自由意識の進歩であり、我は其が有つ必然性の元に認識せねばならない進歩である。自由は實に精神の唯一の目的である。此最終目的こそは世界歴史の努力の標的をなす物であつて地上の一切は此前に犠牲として捧げられなければならない。此最終目的は神が世界に意慾する所の物である。」

此最終目的に到達する爲めに世界精神の使用する手段は人間の關心を慾求し熱情を以てする。人間は自然的に活動慾を有し活動によつて満足を得むを欲する。此の如く「活動と勞働とに依つて満足を得むとする事は主觀の限りなき權利である。反之熱情は眞正しくない物である。其見做され易いが然し「世界に於て偉大なる物は何一つとして熱情なしに完成せられた物はない。事を我は告白せねばならない。如斯人間は自己の本能と熱情とに従ひつつ無意識の内に世界歴史の終局目的を進めて行きつつあるのである。」

他の今一つの手段は「世界史的個人」即時代に先驅する偉人達である。彼等は自分自身の特殊な目的の内に世界精神の意志を抱く。彼等のなす所は彼等の世界に次ぐ必然的な次の階段を知る云ふ普遍的な目的をば目的とし自己の精力を其内にそそぐ事である。」

我は自由の意識が歴史てふ時間の内に於て發展する事を以上見來つたのであるが此意識は又如何なる集團的構造内にあつて發展するか云ふ空間的考察に向はなければならぬ。ヘーゲルによれば其は國家である云ふ。國家は「個人が其内に於て自由を持ち之を享樂する現實體である」従て「世界歴史に於ては唯國家を構成する民族に就いてのみ語り得

られる。斯く考へて彼は東洋、希臘、羅馬、最後に基督教的ゲルマン民族等の歴史を考察し最後の階段に於て國家は形成せられ斯くて人類の自由の意識は此國家形態内に於て普遍的となつたといひたのである。

六

ヘーゲルの功績はカントとヘルデルムの巧みなる綜合にある。彼はカントと共に歴史の到達點をば國家に認め他方ヘルデルに賛して國家に於て初めて人間に於ける最善の物が意識的發展に到達するを考へた。彼の歴史哲學に於ける根本觀念の深遠なる單純さ、人間精神の限りなき力に對する牢固たる確信等此等は今日尙幾多の貴重なる見解を提示する物である。

ヘーゲルの思辨的方法は然しながら彼の死後間もなく疑はれ初めた。今や自然科学に於ける歸納的方法是は精神科學の領域に迄も侵入し來り歴史をば自然科学的に考究して歴史進化の法則を見せむとする數多くの試が現はるに至つたのである。斯る傾向の先驅者はコンドルセ Condorcet である。彼は此科學的方法が新しき視野を開拓する事を信じ疑はなかつた。更にコントの實證主義的方法やケトレー Quetelet やバックル Buckle 等が社會現象の齊一性を證明する爲に用ひた統計學的方法も亦此傾向に屬する。

歴史の進化の經驗的法則を求めむとする之等の試よりも遙に重要な物はマルクス、及エングルスに依て主張せられた經濟史觀 *ökonomische Geschichtsauffassung* である。マルクスはヘーゲルから歴史をば一元的に理會せむとする衝動と辨證法とを學んだが内容的

には彼と全然反對の立場に立ち歴史の課程を決定する物は世界精神にあらずして社會の經濟的構造、即重要な商品の生産及分配方法に依る事を説いた。マルクスは一八五一年に著した經濟學批判の序文に於て述べて云ふ。

「余は余の研究により法律關係並に國家の形態は其自身に依て理解さるる物ではなく、又所謂人間の精神の一般的发展に依つて説明さるる物でもなく、寧ろ其は物質的の生活關係——之が總和はヘーゲルが第十八世紀に例に倣ふて「市民的社會」なる名稱の下に包括せし所のもの——に之が根據を有するものなる事。而かも此市民的社會の解剖的研究は之を經濟學に求む可き物なる事の結論に達した。

……人類は彼等の生活の社會的生產に於て一定の、必然的の、彼等の意志より獨立したる關係に、即ち彼等の物質的生產力の一定の發展階段に適應する所の生產關係に入り込むものである。此等生產關係の總和は社會の經濟的構造——法制上及政治上の上層構造が依て以て立つ所の、又一定の社會的意識形態が之に適應する所の眞實の基礎——を成すものである。物質的生活の生産方法は一般に社會的、政治的及精神的の生活過程を條件づける。人類の意識が其存在を決定するに非ずして寧ろ反之彼等の社會的存在が其意識を決定するものである。歴史上の大事變は此見解に従へば經濟的強者即有產階級と彼等に依て其勞働を掠奪せられる他の階級即無產階級との間に於ける階級闘争である。民族の大移動、十字軍、宗教改革其他數多くの政治革命は其一切の基礎を經濟的利害關係に置く物であつて政治的、道德的、或は宗教的動機等は直接的な

意識ではあるがマルクスの所謂精神的土部構造に過ぎず眞の動機を隠蔽する物である。此階級闘争は今や資本主義制度覆滅の目的の爲め新しき力を以て開始せられた。其結果は獨り特殊階級の利益の爲めのみでなく全人類の慾求に適應した生産關係が構成せらるるに至るであらふ。經濟史觀は斯く説くのである。此經濟史觀は實に歴史生活の内に關する深い洞見たる事は疑を容れない。經濟的利害關係の社會現象に及ぼす重大なる意義に就いては我々の觀方は此學說によつて銳利にせられ其以來社會の經濟的構造に絶えず注意を拂ふ様になり従て歴史の現象についてもよりよき理解を得る様になつた。經濟史觀は此意味に於て最も重要な意義を有する物である。唯然しながら歴史の全體的課程の説明としては此一面的なる觀方は未だ充分とは云はれない。政治的、道德的、美的、及宗教的動機は此等の經濟的利害關係から全く獨立に歴史の進行に大きな影響を及ぼし反つて彼等が經濟生活の上に働きかける事が稀ではないからである。故に此見解はヘルンハイムが正當に道破した如く餘りに一面的に過重視してはならないと思ふ。

七

其後暫くの間は歴史家達は歴史の哲學的考察を避けて史料の細心なる穿鑿の内に彼等の任務を見出さうとした。實に十九世紀は斯る方面に於ける大作の現はれた時代である。史料の正確な方法の嚴密さは益々要求せられ歴史の補助科學としての碑銘學やパピルス學及文書學等の研究にも偉大なる勤勉が捧けられた。此正確なる事實探究は今日に於ても尙行はる

る物であり且永久に必要缺く可からざる物であらふと思ふ。然かしながら他方斯る傾向に相並んで歴史をば統一的視點の元に總括的に理解せむとする要求も亦事實的歴史家の間に次第に起て來た。ラムブレヒト Karl Lamprecht は文化時代の理論 Theorie von den Kulturzeitaltern を確立し此理論をば彼の「獨逸史」, Deutsche Geschichte に於て一貫せしめ「リッデル Theodor Linder は彼の「民族大移動以後の世界史」, Weltgeschichte seit der Völkerwanderung をば歴史哲學を以て序論づけ、メーヤー Edward Meyer は彼の有名な古代史の新版に於ては「人類學の要素」なる章より初め歴史哲學的に國家及政治的進化的歴史的課程に對する重要さを辯護して經濟的要素の極端なる強調に反對した。ルーミアアの歴史家クセノボル Xenopol は「歴史の理論」 Théorie de l'histoire を書いて國家政治生活をば歴史の最も重要な對象であるとした。

此等の歴史家の外に哲學者であつて歴史哲學的問題に近づいて行つたのはデイルタイ Dilthey、ハメル Simmel、ハント Wundt、オイケン Eucken 等である。然し近年世界の視聽を著しく惹いた物はシェングラの「歐洲の没落」 Untergang des Abendlandes 1918. 2Bd 1922 である。シェングラに從へば人類に一樣な進化云ふやうな物は元來存在しない。世界歴史は偉大なる文化の歴史である。(II, 203) 之等の文化は各自一定の時代に一定の土地の上に特殊な原因から發生する物であつて其は元來有機的であり特異な魂を持つ。故に異なる文化に參與する人人の間には相互の理解が成り立ち難い物である。個個の文化は全く有機體と同様に生長し發展し擴大し最後に其最高點に達するや、漸次衰へて機械的な文明 Zivilization に變つて行く。此「文明」は暫くは尙存續し得るが内部の有機的な力の不足から次第に痛ましき没落に轉じて行くのを其運命とする物である。シェングラの歴史哲學に於ける根本思想は文化 Kultur、文明 Zivilization の區別である。彼は云ふ。「總ての文化は特自の文明を有つ」。爰に於て初めて在來漠然と倫理的區別を指示する物が見做されておつた此兩語は時代的意味に於て必然的な有機的繼起關係を云ひ現はす物に解さるるに至つたのである。「文明は文化の避け難き運命であり。……最も外部的な技巧的な狀態である。……其は一の終結である。其は出來上つた物として出來上りつつある物に次ぎ、死して生に次ぎ、固定して發展に次ぎ、化石化し行く石造りの世界都市として綠の田園に次ぎ、精神的老年期として精神的壯年期に次ぐ。其は避け難き終末である。然かも最も内的な必然性によつて常に繰返し到達せらるる物である。」(I, 44) シェングラは斯る偉大なる文化をば八つ數へたが其内重要な物は古代即アポロ的文化、キリスト教的、即魔術的文化、最後に西歐的、即ファウスト的文化であるとした。

要するに彼の仕事には「文化の形而上學」と云ふ名稱が最も相應しい物と思はれる。其は總べての形而上學と同じく主觀的に彩けられてはおるが天才的な洞察に滿ち、再三歴史的事實と衝突し或は前後矛盾する見解があるにも係はらず尙其は歴史研究に重要な問題や仕事を提示した功は没し難いであらふ。然しながら遺憾ながら歴史哲學的には其意義は割合に少い。其は著者が徹頭徹尾非合理的な立場に立つ爲であり、又彼には社會學的考察が全然顧みられておらぬからである。

八

次に最近十年來試みられた科學の體系中に占む可き歴史の地位に關する方法的的研究に就いて簡単に叙述せねばならない。元來此傾向に刺激を與へた人達はヴィンデルバンド Wundt に非ずして方法の相違に基く物である。自然科學、特に物理學と化學とは個別的な現象を其儘研究するのではなく諸現象を支配する其一般的方法を發見するを其任務とする。歴史學は反之一度限りの物 des Einmalige 個別的な物 das Individuelle 従つて繰返さるる現象を取扱ふ。於爰科學が實在を討究するに當り二つの異つた方法が存在する事になる。一は普遍化する方法であつて普遍的概念を用ひて現實體に近づき生成變化の法則を發見しやうとする。個別的現象、個個の事物は此にあつては單なる事例 Exemplar に過ぎず唯他と共通なる特徴のみが觀察せられる。此方法は物理學のみならず心理學に於ても亦同様に用ひらるる物である。然しながら此方法と並んで全く異つた他の研究方法がある。其は個個の現象や個個の人間をば其一回性、換言すれば與へられた個性的の之に考究せむとする物であつて従て個別化的方法と云ふ。此が歴史學の研究の方法である。然しながら個個の現象や個個の人人の悉く總てが歴史の對象ではあ

り得ないから爰に個別化的方法は對象の選擇を行はねばならない。此選擇の標準をなす物は文化價值への關係である。我々はかくして方法上の形式的對立以外に尙其對象に就いて見ても内容的な相違の存在するを發見するのである。リッケルトは於爰自然科学・精神科學なる從來行はれた分類の代りに自然科学・文化科學云ふ新しき分類をおき代へた。前者は一方普遍化的方法を用ひ他方其對象をば人間の價值に無關係な純粹な事實性に於て考察する物であり後者即文化科學は個別化的方法を用ひ同時に價值關係を顧慮する物である。此新しい分類は疑もなく事實上存する相違を明にした物であつて歴史家や言語學者達は此方法論的研究の結果を欣んで迎へたのである。何となれば之に依て歴史の普遍的法則を求めると云ふ重荷から免がれ彼等の學的良好心は安んじて個個物の研究に没頭する事が許されたからである。

我々は爰に此分類の論理的價值を見究め様ごはしない。唯歴史をば個別化的文化科學であるとなす此見方が歴史の進化に關する理解と又歴史の意義について果して教ふる所ありや否やの問題に興味を寄せる。結論を前以て述ぶるならば然しながら斯る興味の下にあつては此歴史學の方法論的研究は教ふる所極めて乏しきを遺憾とせざるを得ないのである。何となれば我々がアレキサンダー大王は個別的人間であり、又一八七〇年の普佛戰爭は唯一回限りの物である事を如何に屢又明確に意識したからとて我々は歴史の根底に就いて些の理解をも得られない。又文化價值への關係と云ふ事も餘りに自明的且普遍的であつて我々

は其内から新しき何物を學ぶ事が出来るのであらふか。更にリッケルトは彼の立場から見ても亦極めて重要な問題に關し少しも觸れておらない。例へば彼は歴史の蓋然性の本質を探索し自然科学の蓋然性の相違を明白にする事を怠つておる。更に又彼にあつては全然社會學的觀點を缺いておる。元來經驗内に於ては一切の文化價值は多くの人人が其を財と爲しださざるに依て發生する物である以上價值概念は其發生に於ても亦其妥當性に於ても疑もなく社會的範疇である。然るにも係はらず彼が之を看過したのは不當ではなからふか。最後にリッケルトは心理學に反對する彼の立場から進んで歴史現象の理解に最も必要な手段たる心理解剖をば餘計な、價值ない物であるかの如く思はしむる様に説いておる。我々は故にヴィンデルバントやリッケルトの歴史の見方は論理學的、又方法論的に一定の意義を持ちまするが然し歴史的發展の理解に對しては教ふる所少く否時には妨害にさへなると言ひ得るであらふ。

九

此種の方法論的論究よりは歴史的發展の本質を明にし得る普遍的觀點を求めやうとする試の方が歴史哲學にこり遙に重要な物であらふ。既にカントの歴史哲學の條に説いた様に社會と個人との關係を歴史的發展の中心點として考察するを以て歴史哲學の任務と見做す可きではなからふか。然して歴史の意義と目的とは此關係の心理的、歴史的及社會的研究に依てより精確により具體的に説き明かざるであらふと思ふ。人種學の我々に教ふる所に從へば原始民族は彼等の屬する種族の信仰

、風俗、習慣等に全然結びつけられて生活し彼等の知識は主として社會的傳説の凝縮物から成立つておつた。然るに個人は次第に傳説から離れて行き其内の生活を深め獨立する事に依て歴史的發展の上に影響を與へて行つた。歴史哲學の任務は實にかゝる推移の契機を示すにあると思ふ。我々はかくて宇宙に關する科學的探求、生活の藝術化、宗教感情の内化と深化とが個人解放の闘争と如何に相交渉しておるかを見得るに至る。就中人類の政治的及經濟的發展の契機は斯る考察方法に依て幾多の新しい開明を見るに至る事と思ふ。此點に關しカントの「非社會的社會性」なる概念は實に意義深い物である。紀元前五世紀以來希臘羅馬、基督教的中世宗教改革、及人文主義運動の内に現はれた一切の闘争は此カントの非社會的社會性なる觀點に立つべき初めて其深い意義が判明になつて來るのである。

個人と社會との關係は近代に近づくにつれて益々複雑化して來たが其を總括して論ずれば實にカントの「非社會的社會性」なる概念の内に示された如く一方非社會的に進まむとする個人本位主義と社會的に進まむとする社會本位主義との二者に大別し得らる。十八世紀に於ける人権宣言の如き前者に屬する物とすれば十九世紀及現代に溢る社會主義運動の如き後者に屬する物であらふ。此一見矛盾し背反する兩原理を總括するカントの非社會的社會性なる概念は徒らに奇矯を衒ひ道理を弄ぶjournalistic writerの賣言ではなく永い人類進化の歴史が眞に印した足跡である。此個人本位主義と社會本位主義との綜合は實に過去數千年を貫く實證的法則であつたと同時に又

未來永劫に亘て人類に課せられた歴史の目的である。歴史哲學の任務は此綜合の課程を示し、其意義を明にし、以て人類進化の目的を明にするにある。

此人類に與へられた課題を一つ一つ果して行く所に個人生存の意義があり民族團結の使命がある。此綜合は將來果して如何なる形に於て完成せられて行くであらふか。一切の未來は刻刻の創造であるから見渡しのつかぬ幽暗であるとはベルグソンの教へソールの賛する所ではあるが斯る暗中摸索の不安に堪え得られない人類として未來の姿を過去の延長の内に見出さふと努めるのは例へ理智上或は不合理な試みであらふとも尙人類の弱さのさせ要求として恕せらる可き物ではなからふか。歴史哲學は未來を眺望し美しい理想郷を現出せしめむとする強い意志の要求とも見られる。又翻て此輝かしい未來に踏み出す一步の不安さに怖えて過去を振顧る人間性の弱さの發露とも見られ得る。其何れにもせよ悠久なる時間の流を縦に貫いて一つ一つ積み上げて行く一大殿堂の莊麗さに有限な果敢ない生命の意義を結びつけやふとする人間らしい試みと云ひ得るであらふ。(完)

轉居

本學關係者中左記諸氏は今回左の通り轉居した。

理事 佐竹三吾氏は

新 東京市小石川區駕籠町二一九

教授 沖中恒幸氏は

新 大阪府豊能郡豊津村字垂水、垂

水神社前

學 內 報

新學長就任の件認可さる

前號所報本學新學長就任の件は去月十八日附を以て文部大臣から認可せられた。

本學專任教職員會

新學年を迎へるに當つて一般教務に關する意見の交換を爲すため、去月十六日午後一時から千里山學舎に於て、本學專任教職員會を開催した。定刻宮島、岩崎、水谷、村上、中村、櫻井、沖中、佐々、武内、各教授、賀來、新町、松田、大立目、三田、徳尾各講師、木下幹事、松崎書記、桂秘書等の諸氏出席左記各項に關して懇談を遂げ時刻散會した。

- 一、大正十四年度入學試験に關する件
- 一、新學年度擔任科目に關する件
- 一、新學年度使用教科書に關する件
- 一、學期學年試験に關する件
- 一、專任教員の出講日數に關する件
- 一、委員設置の件其他

右の中委員設置の件は、年々共に學生の人員も増加し、教務も益々多になつて行くから、專任教授講師の間から左記委員を互選し、以て教授訓育の目的をよりよく達成せしめんとの趣旨に出づるものであつて、今回は先づ互選の結果、水谷、櫻井、佐々、岩崎、村上の五氏を銓衡委員に推し、右五氏並に宮島專務理事立會の上左の通り推薦確定した。

- 一、學外講演委員——小泉教授、沖中教授、佐々教授
- 一、校紀委員——水谷教授、中村教授、加

來講師

ハ、體智委員——岩崎教授、村上教授、櫻井教授

尚ほ當會に於て、松本學長及び山岡總理事宛に新學長就任につき左記祝電を送ることを満場一致を以て決議し且つ即時實行した。

松本新學長宛

「關西大學專任教職員一同は本學學長就任をお喜び申します」

山岡總理事宛

「關西大學專任教職員一同は本學學長就任を祝します」

千里山親睦會第一回例會

本學專任教職員から成る千里山親睦會では、去月十八日午後一時から本學千里山學舎食堂に於てその第一回例會を開催した。定刻岩崎、早川、沖中、大立目、桂、武内、武田、辰巳、中村、中島、村上、山本、松田、松崎、小泉、佐々、櫻井、宮島、水谷、新町、樋口等の諸氏が出席し、櫻井同會幹事の挨拶及び今回都合に依り本學を辭することになつた早川講師の挨拶があつて、各自卓を共にして歡談に時を過し三時過ぎ散會した。

因に同會は昨年未成立したものであつて、本學教職員中の有志から成り、會員相互の親睦を計ることを目的とするものであつて、主なる行事としては毎年二回例會を開催すること會員の慶弔に對し金品を贈ること等がある。

學部第一回及專門部第三十七回卒業式並大學豫科修了式舉行

本學學部第一回、專門部第三十七回卒業式は

大學豫科修了式、專門部豫科修了式並に附屬關西甲種商業學校卒業式を兼ね、去月二十日午前十一時から福島學舎講堂に於て舉行せられた。定刻本學教職員、校友その他の關係者は勿論、朝野の貴紳の多數參列裡に開式、學歌合唱に次で山岡總理事は一場の挨拶を兼ねて新學長松本恭治博士を紹介し、同學長の手から卒業證書、修了證書並に各種の賞品が授與せられ、更に同學長の告辭、岡田文部大臣、中川大阪府知事、關大阪市長、駐日獨國大使代理神戶駐在同國領事フットマン氏、永田大阪商工中心會長、下村評議員總代、吉田校友總代等の各祝辭、井上學部在學生總代、吉田專門部在學生總代、長澤關西甲種商業學校在學生總代の各送別の辭、山崎學部在學生總代、岡田專門部卒業生總代、林關西甲種商業學校卒業生總代の答辭、學部卒業生總代、專門部卒業生總代及び關西甲種商業學校卒業生總代の卒業記念品目録贈呈、關西甲種商業學校卒業生の校歌合唱等があり、最後に國歌を二唱して閉式した。因に當日の山岡總理事の挨拶、松本學長の告辭及び祝辭並に答辭の主なるものは左の通りである。

山岡總理事挨拶摘錄

本日ここに本學の卒業證書授與式を舉行するに當り一言御挨拶を申述べたいと思ひます。

本學が本學關係者各位の御努力に大方諸彦の御援助に依り年々共に隆盛に向ひ、社會文化のために貢獻すること益多きを加へつつあるのは誠に慶賀に堪えぬ次第であります。殊に今日は、本學が所謂昇格をして以來學部に於ては第一回の卒業生を出すの

であつて、このことは先づ第一に吾々の最も喜びとするところであります。

尚ほ專門部及び甲種商業學校に於ても多數の優秀なる卒業生を出し、卒業生の總數既に五千に達するに至つたのは吾々の更に欣快するところであります。

かくの如き一大背景を有して本日卒業せらるる諸君の前途は有望にして、その社會的活動の顯著なるものあるを確信し滿腔の誠意を以て祝意を表するものであります。更に本學は永らく專任教職員を得ることが出来なくて、私が一時その事務を取扱つて來たのでありますが、今回人格學識共に卓越せらるる松本博士を關係者一同の熱望に依り理事會に於て推薦し、その就任の御承諾を得既に文部大臣から認可せらるるに至つたのは、我關西大學のために誠に御同慶に堪えぬ次第であります。

私は今後我關西大學が松本學長の徳望學識に依り益その機能を發揮し世人の期待に副はんことを確信すると同時に大方諸彦の御高援に依り諸君と共に益本學のために微力を致さんことを期するものであります。

ここに私は、今日まで學長事務取扱中に於て深甚なる御同情を賜はりたる各位に對し感謝の意を表し、併せて新學長を御紹介申上ぐるの意味を以てこの機會に御挨拶を申述べること致した次第であります。

松本學長告辭摘錄

本學學部第一回、專門部第三十七回並に附屬關西甲種商業學校第十回卒業證書授與式を舉行するに當りまして、先づ以て來賓の閣下並に各位に對し御貴臨を辱くしたるこ

こを感謝致します。私は自ら揃らず最近に關西大學學長の職を汚すこに相成つたのでありまして閣下並に各位に對し一一御挨拶に伺ふべきであります。恰も議會開會中に當りまして僅かに今朝この地に參るこを得た次第でありますからこの責を果すこを得ず、この席に於て初めて御挨拶申上ぐる失禮の段は幾重にも御用捨を請ふのであります。何卒閣下並に各位の御援助、御指導に倚り努力してこの重任を全うしたいものご考へまして御願を致す次第であります。

卒業生諸君に對しましては私が入學するこ殆ど同時に諸君は卒業せられるのであります。學生としての諸君に御逢ひする機會がなかつたこを遺憾とするのであります。幸にこのめでたい卒業式場に於て諸君に一言するこを得るのは私の深く喜びとするところであります。私が東京帝國大學を卒業したのは滿二十五年前でありまして、當時の嬉しさは今以て忘れられないので、當時の光景は尙ほ歴歷として腦裡に印象されてゐるのであります。私はこの自己の經驗に照して諸君の卒業の御喜びを想像し實に御同慶に堪えないのであります。然しながら學校の卒業は即ち同時に社會學校の入學でありまして、この學校の試験は時刻刻に行はれるのでそのむづかしいこは中今までの學校の試験の比ではないのでありますから、諸君は御卒業と共に益新銳の勇氣を鼓して御勉強にならなければならぬこを思ひます。而してこの際諸君に對し如何なる辭を以て御錢をすべきかに就

て考を運らしたのであります。私が子供の時分に聞いて深く感動した辭があるのであります。私は幼時北海道に育つたのであります。當時は北海道農學校即ち今日の北海道帝國大學の前身が創設せられて間もない頃であつたので、北海道開拓使に於て米國から人格學識共に完全な校長を招聘し

學部第一回、專門部第三十七回卒業式——その一



たいご云ふので、クラークご云ふ人が來たのであります。この人は僅かに七箇月程在任したに過ぎないのであります。その人格は學校全體を感化し遺風今日にも及んでゐるさうであります。この人が歸國する時學生一同は馬に乗つて途中まで送つて參つて終に別を告げたのであります。その最

後の時にクラーク氏は學生に對し“Boys, be ambitious.”と言はれたご云ふ話を聞きました。即ち「青年諸君よ志を大にせよ」に譯すべきかと思ひます。私はこの辭は實に良い告辭であつたご考へます。志を大にせよご云ふのは、私の解するところでは、單に世俗的に所謂成功をせよ、大望を持つてご云ふ意味ではないのであります。所謂成功は人の天分運命に依つても亦左右せらるるのであつて成功そのものは必ずしも大いに渴仰すべきものではないと思ひます。然しながら、大いなる志を抱いて國家のため、社會のため、又進んでは世界人類のため、我大學の學歌にもあります通り人格の向上、正義の奉仕のため世に盡す努力は實に何物にも代へ難い尊いこであるご考へます。

に限られてゐるのではないのであります。最近に萬人に惜まれて亡くなつたドイツ大統領エーベルトは職工から出た人である、又英國の前内閣即ちマクドナルド内閣の閣僚の大部分は學校教育を受けなかつた人であるが、その人格學識は從前の如何なる内閣の閣僚にも劣つて居らなかつたと思ひます。私は稍低い程度の學科を卒へて世に出られる諸君に對しては、卒業後一層の奮闘努力を希ふのであります。又學部卒業生諸君に對しては本學の第一回の學部卒業生たるの地位に鑑みて是亦大いに奮闘努力せられんこを望みます。この意味に於て、私は諸君全體に對し志を大にして人格の向上、正義の奉仕に努められんこを切望するのであります。而してかくの如き奮闘努力を怠らざる諸君は、必ずや社會に出て各相當の成功をせらるるものご考へ、且つこれを期待するのであります。

て、寔に尊い生涯であると思ひます。私は諸君に對して志を大にせよご云ふ辭を饒しい、殊に今日の如き政治上、思想上、經濟上各般の點に於て稍過激な辭を以てすれば我邦は危機に瀕してゐるご云ふべき時期に於て學校を出らるる諸君に對しては一層この辭を以て諸君を送りたいと思ふのであります。專門部及び商業學校卒業生諸君は、學部に比して稍低い程度の學科を卒へられたのであります。學校教育のこの差異は永い生涯の競走に付いては誠に小さいハンディキャップたるに過ぎないのであります。歐米の例を擧げるまでもなく世間の成功者、國家有用の人物は決して大學卒業生

最後に大學豫科並に專門部豫科を修了して學部又は專門部に進まるる諸君に對しては、準備の課程を卒へて專門の研究に移らるるに至られたるこを祝するに止めまして、これ等の諸君には更に學生として今後御話をする機會を得たいと思ひます。

文部大臣祝辭

本日關西大學卒業證書授與式を舉行せらるるに當り一言祝意を表するは予の欣幸する所なり。

卒業生諸君、諸君は本學所定の教課を卒へ將にその專門の學識によりて世に爲すあらんご、誠に慶賀の至に勝へざるなり。思ふに諸君は忠良の臣民として國家が諸君

に期待する所以の重且つ大なるものあるを知る。社會に對する道德的義務を自覺せる諸子は世に處し事に従ふに當つてその率由すべき道を誤るなかるべし。實實剛健窮厄に處して猶操持を渝へず眞摯忠誠心力を竭して人の知る無きを悔いざる此の如き高風清節は眞に一世の欽慕する所にして又實に諸子の理想すべき美德なり。希くば諸子進んで攻學を事するに實務に當るに論なく克く本學教養の趣旨を體し智徳を磨き修養に努め國民の本分を盡し紳士の典型となりて國家社會に對して多大の貢獻を爲さんことを。卒業生諸氏の前途を祝福し聊か思ふ所を述べて祝辭とす。

大正十四年三月二十日

文部大臣 岡田 良平

大阪府知事祝辭

關西大學第一回専門部第三十七回附屬關西甲種商業學校第十回卒業證書授與の盛典を舉ぐるに方り一言所懐を陳ぶるは予の最も欣幸とするところなり。

惟ふに方今列強競ふて力を學術の研鑽と人文の開發とに致し新興の機運方に鬱勃たるものあり、この間に處して外世界の大經に仗り聯盟平和の實を挙げ内重厚堅實の氣風を振作して國力を充實し以て國運の伸張を期せざるべからず。この秋に方り諸子多年勉學の功空しからず今や本學の課程を卒へ各その志す所に向はれんことを。諸子の前途多望なるに共にその貴重且大なりと謂ふべし。諸子夫れ曩に下し賜ひたる國民精神作興に關する詔書の聖旨を奉體し精勵修養の途を怠らず忠實業に服し各天賦の才能を盡

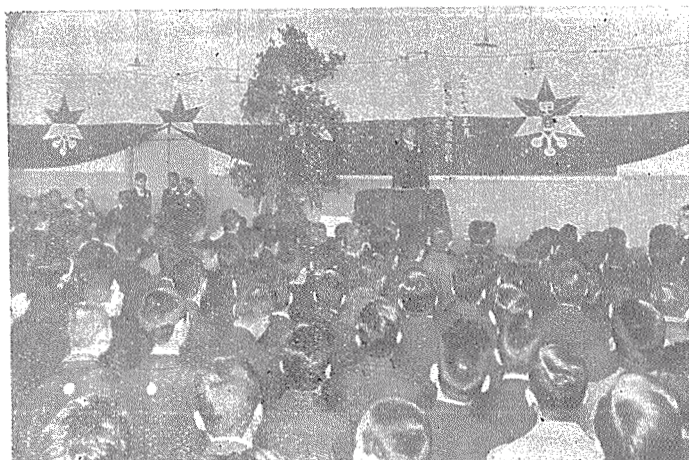
し以て國運の發展に貢獻せば則ち本學教養の趣旨に副ふことを得ん。茲に所懐の一端を述べて祝辭とす。

大正十四年三月二十日

大阪府知事 中川 望

大阪市長祝辭

本日茲に關西大學學部第一回専門部第三十七回卒業集會——その二



舉げらるるに至れるは單り本學の聲譽たるに止らず實に邦家のため欣賀措く能はざる所なり。夫れ文化の進展は教育の振興に因りて青年の智徳を向上せしむるに在り。輒近世局の大勢愈文明の根柢を涵養するの最も緊切なるを覺ゆるの時に當り卒業生諸氏は多年研鑽の功を積まれ智徳共に進み將に社會の實務に就かれんことを。諸氏の前途や多望なりと謂ふべし。冀くば諸氏益その志す所を操りて將來の大成を期せられ以て本學教育の本旨を完くせられんことを、一言を叙して祝辭と爲す。

大正十四年三月二十日

大阪市長 關

校友總代祝辭

卒業生諸氏、諸氏が多年螢雪の功により今日卒業證書を受けらる、生等校友の欣喜に堪へざる所なり。然れども諸氏が今後活社會に向つての實戰は日常机上に於ける空想の如き易易たるものにあらず。希くば爾今百折不撓の勇氣と勤勉とを以て事に従ひ常に新進の智識を呼吸し以て他日の大成を期せられんことを。是れ國家が諸氏に囑望する所にして又諸氏が本學教養の趣旨に副ふ所以の道なり。茲に一言其光榮を祝し併せて其希望を告ぐ。

大正十四年三月二十日

關西大學校友總代

學部在學生總代祝辭

春風桃李が上を走せて快香堂に充ちなんとする千里が山の學の園を胎蕩乎として流れ來る穩風に誘はれ本日正に立ち出でらるる學部第一回卒業生諸兄に對し卒業證書授與

の式典を舉げらるるに會す。生等欣喜に堪へず。

惟ふに本學が地をトシ工を興し通風採光其宜しきを得て浪花の都北に學の權威を放ちて以來日深からずして未だ學の雄者を出すことなし。然るに今諸兄茲に其雄者として學士の榮冠を戴き將に社會に出でられんことを。卿等の光榮何ものか之に如かんや、而も其光榮たるや刻苦勉勵數星霜に互りて敢て倦まず功成り業終へて今日を迎へらるる亦偶然にあらず是酬いらるべき當然の賜なり。今や卿等は出でて活社會に立ち多年研鑽蓄積せられたる内容の實現に着手せられんことを。燦たるかな其前途、輝あるかな其門出。然れども光榮は獨り安んずるを許さず其の之に伴ふ責任亦大なるものあり。社會の正に諸兄が學の實化を標榜せる我學門を出でて現實の人となり社會に貢獻せらるる所を知らんことを欲するや蓋し切なるべし。凡そ人は先入となるものに從ひ易し。然れば卿等が第一回卒業生としての活動は以て本學の聲價と後進に影響するところ大なりと謂ふべし。由之觀之卿等の負はれんことを其責務は今日の光榮の大なるに共に益其重きを加へんことを。而して多年自然の秀麗人の親和を及なきものとして手を取り研鑽今日に及びし先輩諸兄を我學園に失はんとするの惜別の情は筆舌の能く盡すべき所にあらずと雖も卿等の前途を思ひ卿等に期待する所の大きなに思を致すの時涙を飲みて其の門出を祝福せんことを。庶幾諸兄健在自重以て本學の名聲を彌盛ならしむるに努め生等後進に其の範を垂れ給はんことを。

茲に在學生一同を代表し一言以て祝辭をす

大正十四年三月二十日

關西大學學部在學生總代

專門部在學生總代祝辭

一輪の白梅百花を魁けて春漸く開ならんことをの時諸兄多年研鑽螢雪の功茲に成る。

今日此の盛典に列するの光榮に浴して具に諸兄の心情を想ひ欣喜措く所を知らず。今や文明の進歩は駸駸として止まず、社會の事象は日に月に複雑を加ふ。專門の學識を要すること愈急なりと言ふべし。此秋に方り諸兄多年研鑽の成果を將來に對する大抱負を抱き出でて活社會に飛躍せんことを、諸兄の前途亦多望なるかな。聞くならく人生の行路は遼遠にして崎嶇峻峭亦少からず。然りと雖も努力奮闘克く萬難を排して事に當らんか、其成功期して待つべきのみ。希くは自重堅忍大器の成就を期せられんことを、一言以て祝辭をす。

大正十四年三月二十日

關西大學專門部在學生總代

學部卒業生總代答辭

茲に本日をして生等がために卒業證書授與式を舉行せらるるに當り多數貴紳の臨席を忝くし學長閣下の懇篤なる訓辭並に來賓諸賢及び先輩諸兄の熱誠なる祝辭を賜はる、生等の光榮何ものか之に如かん。

回顧すれば生等が本學に學びしより茲に五表褐其間昇格の大業成り資性の不敏を以て克く今日の名譽を負ふに至りし所以のものは豈獨り生等が眇たる螢雪の功のみならんや、當に學長閣下の不斷の訓諭を教授講師

諸先生の懇切なる師導の賜に外ならず。夫れ昇格の大業に至りてや只只關係者諸賢の絶大なる後援を職員諸先生の熱誠なる盡力に感泣せんばあらず。今や生等五十有六名は學部第一回卒業生として母校の榮譽を双肩に荷ひて社會の活舞臺に立たんとす、其責任や實に重且大なりと謂ふべし。

惟ふに卒業は千里の行程に於ける唯一歩のみ、生等は更に永き將來に實社會に於て白熱的活動を續け究極の成功を獲得せざるべからず、生等不肖なりと雖も幸に衷心至誠の一念を有す、これ以て前途に横はれる千萬の障礙を除去するに足らん。茲に多年御薫陶の鴻恩に酬ひんため奮勵努力有爲の材となりて母校の盛名を四海に發揚せんことを誓ふ。茲に謹んで答辭を述べ。

大正十四年三月二十日

關西大學學部第一回卒業生總代

專門部卒業生總代答辭

茲に生等のために本學專門部第三十七回卒業證書授與の盛典を舉行せらるるに當り多數貴紳の臨席を忝くし優渥なる祝辭を懇篤なる訓辭を賜はる、生等洵に欣喜措く能はざるものあり。生等本學に學ぶこと正に三星霜顧れば其間諸先生の不斷の教訓と懇篤なる指導に依り生等非才の身を以て今日の光榮に浴す、其恩固より海嶽も當ならざるなり。惟ふに我國の現状は前途益多事にして國民に須臾の苟安をも許さず、即ち貿易の逆勢と國內經濟界の沈衰は一國を擧げて經濟的危機に瀕せしめ社會上思想上の諸問題は國民をして去就に迷はしむ。生等漸くにして學窓を出で實社會の活動につきて

は經驗のあるなく力固より足らざるなり。

唯一片の赤誠能く此難局に處して有終の美を濟さんことを期す。幸にして素志を遂げ邦家有用の材ならば又以て今日の光榮に應ふるに足らん。茲に專門部卒業生一同に代り謹んで微衷を陳べて答辭をす。

大正十四年三月二十日

關西大學專門部第三十七回卒業生總代各科卒業並に修了者數一覽

法學部法律學科卒業生	二七名
同 政治學科卒業生	八名
同 商學部商業學科卒業生	二一名
同 專門部法律學科卒業生	一七三名
同 經濟學科卒業生	八〇名
同 商業學科卒業生	九八名
大學豫科修了者	五六名
專門部豫科修了者	一〇二名
受賞者氏名	

學部卒業成績優良に付賞牌一箇授與	
法學部法律學科	山崎敬義
專門部卒業成績優良に付賞牌一箇授與	
專門部法律學科	七戸佑
成績優良に付賞牌一箇授與	
專門部經濟學科	佐伯三郎
同 商業學科	岡田勝治
大學豫科修了成績優良に付賞品授與	
大學豫科	間部豐二
專門部豫科修了成績優良に付賞品授與	
專門部商業學科	高岡忠三
學部卒業成績優良に付山本獎學基金より賞品授與	
法學部法律學科	山崎敬義
同	繁森明
同	芳野爲四郎

同 政治學科	松本清重
同	吉田奎文
同 商業部商業學科	西島糸三郎
同	加藤金次郎

專門部卒業試驗成績優良等並に佳良に付山本獎學基金より賞品授與

專門部法律學科	七戸佑
同	橋本利八
同	大橋藤吉郎
同	綾木茂太郎
同	佐伯三郎
同 經濟學科	尾崎秀治郎
同	山本源一郎
同	渡邊盛
同 商業學科	岡田勝治
同	神村一朗
同	鴨井辰夫
同	津田道之助

大學豫科修了成績優良に付山本獎學基金より賞品授與

大學豫科	間部豐二
同	宮田平三
同	原田滿
同	杉村眞太郎
學部卒業獨法成績優秀に付駐日獨國大使ゾルフ閣下より賞品贈與	
法學部法律學科	山崎敬義
同	繁森明
同	片岡益雄
學部卒業佛語成績優秀に付日佛協會より賞品贈與	
法學部法律學科	笠井敬
同 政治學科	松本清重
同 商業部商業學科	加藤金次郎

校友の面影

辯護士 峯本新太郎氏

(明治三十五年法律學科卒業)

權勢と利慾に吸吸たる一部政黨者流の無主義無節操は中央も地方も變りがない。殊に今日多數政治の組織下に於いてはその弊が最も甚だしい。即ち「多數を擁護せしめれば」既に我が事は成るのである。正義、節操、そんなものは今更問題ではない……かくて彼等は利に従ひ、權力を追ふて多數をさへ得れば甲黨から乙黨へ轉轉する。昨日の友黨必しも今日の友黨ではない。而して生み出す弊は所謂多數の横暴これである。恰もよし、この時弊に毅然として叛き横暴なる多數者をして顔色なからしめた痛快兒に我が峯本新太郎氏がある。乞ふ、暫くその所以を語らしめよ。



峯本新太郎氏の近照

氏は人も知る關西に有名なる某市の市會議長である。氏が少數なる黨派を率ゐながら市會議員に當選匆匆市會議長になつたに於いては勿論ある一派の支持があつたのであるが、無節操な政黨の常として最近その一派はかつての敵黨と苟合し、多數を恃んで見るべき理由もなく市會議長不信任の決議を氏に突きつけたのである。が頑として議長席を動かさなかつた氏は遂に『議長が不信任の決議に従ふのは道徳的責任であつて法律上の義務ではない。自分はかくの如き理由薄弱なる決議に従ふことは將來に惡例を遺すに信するから此のままで議事を進行する。』と宣し直ちに日程に入つた處、流石の彼等も呆然として自ら不信任を決議した議長の下で再び議事を續けた云ふ。更に痛快なのは後日彼等が市民大會を開いて市民の意思に尋ねたところ却つて不信任に反對で多數黨全く顔色を失つた云ふことである。而もこれを氏に問へば『はあ、一寸喧嘩をしりますので……』と誇りがに多くを云はぬ。

氏がこの千萬人雖も吾往かんの意氣は云ふまでもなく内に省みて直きが爲であつて、且つ勝つて驕らぬその態度は宛然古英雄の夫であらねばならぬ。吾人は氏の如き硬骨漢が地方政界にあるをひそかに心強く思ふと同時に前途尚春秋に富む氏が更にその人格の延長を中央にまで及ぼさむことを希つて止まない。

因に氏は奈良縣添上郡の人、本學卒業後上京して明治三十七年に司法官試験に通り、鹿兒島、豐岡等の裁判所に判事として各半年程在職した後、明治四十一年に奈良地方裁判所判事として赴任した。越えて大正二年官を退いて奈良市椿井町に辯護士事務所を開き以て今日に及んだ。峯本云へば随分奈良縣下に鳴りひびいたものださうである。その公的生活は大正四年縣會議員に選ばれたのに始り大正十年市會議員に當選するや直ちに市會議長に選ばれたことは前述の通りである。趣味としては園藝と勤王志士の筆蹟を集めてゐる由。

校友彙報

校友會春季大會開催

去る三月二十日學部第一回專門部第三十七回卒業式終了後、午後五時から新卒業校友歡迎の意を兼ねて本學校校友會本年度春季大會が市内中之島中央公會堂に於いて開かれた。出席者は右新校友を始め約九百名、初め講談、奇術等の餘興があつて後一同食卓についた。デザート・コースに入つてから松本新學長は立つて一場の挨拶を試み、自分は大學を出てから二十五年程にもなるから老人の氣持もわかるが同時に又青年の心も知つてゐる積りであるミツルゲネーフの『父と子』の例をひいて述べ、尚ほ本年度の常議員を指名して満場の拍手裡に着席した。その後二三氏の學長歡迎演説その他があつて午後七時半關西大學萬歳を三唱して和氣霽霽の裡に會を閉じた。

當日決定した新常議員は次の通りである。
和田千一(講師)和田相也(明三〇法)吉村種藏(明三〇法)吉良正好(推)竹井小野右衛門(明四三法)内藤正剛(明三七法)中井彌六(大四法)櫻井匡(教授)清水新造(明二八法)關豐馬(明四四法)以上諸氏 (イロハ順)

校友住所移動

西富義雄(大二經) 市外阪急沿線能勢口鶴之莊
吉田鹿之助(大二三法) 市外天王寺村阿部野四〇一
片岡駒吉(明三九法) 伊豫八幡濱郵便局
山本仲次郎(明四〇法) 東京市京橋區新富町三丁目
柿澤貞光(大二法) 支那關島天國鐵路公司

校友逝去

大正十四年三月十二日 大阪市東區錦町一丁目 安藤 柱氏 (本學推薦校友)
大正十四年一月 大阪府北河内郡甲可村字畑 吉田 秀雄氏 (大正七年商科出身)
右訃音に接し謹んで弔意を表す

木村順 一(大二商) 東成郡生野村大字林寺字新家三七
野村卓 二(大二商) 廣島縣三郡十日市町
山口榮次郎 三(大二商) 南河内郡狹山村大字池尻四〇一山口製材會社社員
大村 吳 樓 六(大二經) 兵庫縣武庫郡大社村字森具
糸島實太郎 二(大二經) 市外豐崎町本庄九三一
龍口末雄 二(大二商) 神戸市兵庫區西出町九村上方
木下幸平 明三四法 徳島市中通町三丁目四一
阪口軍司 二(大二法) 南區日本橋四丁目實業春秋社内
長谷川安治 一(二三法) 兵庫縣揖保郡石海村字米田
長島重五郎 二(二三法) 西區鶴町三丁目一區七一號
永田傳市 二(二三商) 兵庫縣武庫郡西灘村上野天皇前六六番地
梶山茂 八(大二法) 福岡市博多海岸通五丁目岸前店博多支店
福田莊 平(大二法) 備前和氣郡和氣驛鐵道官舎
鈴木 彰 二(大二商) 東區上本町六丁目大阪電氣軌道株式會社
三谷龜太郎 二(二三法) 東京市外中野堀之内和田一〇七七
草深六治郎 二(大二法) 兵庫縣西宮市川東五五七〇
淺井 明 二(大二經) 東成郡天王寺村字阿部野一〇
滿田清四郎 二(大二法) 岡山縣笠岡區裁判所
乾 英 一(大二商) 大阪歩兵第三十七聯隊第五中隊見習士官
北岡醇平 二(大二商) 朝鮮全羅南道光州朝鮮鐵道光州出張所
河村宣介 二(大二商) 山口縣阿武郡萩町熊爲町
頓戸 勇 二(大二商) 神戸市夢野水室町二ノ二七

校友の家庭

▲辯護士 磯田 糸三郎氏▼
(本學推薦校友)

氏は明治二年に奈良縣吉野郡に産れた。同十九年十八歳にして大阪に出て、恰も創立匆匆の本學に入つて法律を修めた。その時分には昨午物故した前の衆議院議長奥繁三郎氏も在學して居つて、氏は共に机を並べて學んだものださうである。本學を退いてから更に笈を東都に負ひ明治二十四年には所謂代言人の試験に通つて歸郷、先代もすつと奈良で辯護士を業として居つたので、同二十五年から父君を助けて法律事務に従つた。同三十四年父君が没せられるや更にその遺業を繼いで政界に身を投じ、自由黨時代から政友會奈良支部長として縣下の黨員を率いて來た。目下尙ほ政友本黨支部長として内外の信望益厚いこのことである。大



磯田糸三郎氏の家庭

が決してこれ限りでないと思はせるに充分である。加ふるに齡既に六十に垂んじしつ尙日刊『大和日報』を經營して地方の開發に資しつとあるその努力も、先年令甥に當る大正四年東大出身の寛一氏を養嗣子に迎へて、家業の法律事務を殆ど同氏に委ねたことは一層氏に公共的活動をするに適當な地位を與へてゐる。吾人は氏が老來益圓滿なる人格の發展にこれに伴ふ衆望の歸嚮がやがて氏の政治的生命の上に玲瓏たる反映を來すであらうことを信じ且つ希つて止まない。氏は時に酒盃を手にする位のこゝ以外にこれさふ趣味もないさうであるが夫人は謠曲をよくし奈良市では相當に知られてゐるものである。家庭には前記寛一氏夫妻の外、一昨年郡山中學を出て目下甲南高等學校に在學中の令息あり、常に春風の吹いてゐる温さである。

正六年の總選舉には不幸落選したが、大正九年には天晴れ當選の榮を擔つて中央に乗出し國事に奔走したことは人のよく知るところである。昨年の選舉には僅かのこゝで惜敗したが、縣下を通じて厚い氏の德望さ、白髮赫顔『昨年もまけましたのぢや、呵呵』

と大笑する度量の大いさは氏の政治的生命のものである(寫眞は本年一月一日家族打揃ふて撮られたものである)

本年度卒業新校友住所録

法學部法律學科

井谷孝平 兵庫縣武庫郡本山村北畑四九番地
岩佐恂三 東成郡南百濟村字砂子
池田伊之助 泉南郡尾崎村七八九番地
馬場紀夫 三島郡吹田町札場新道大倉松治郎方

濱口光治郎 東區農人橋二丁目三〇

西川元 東區京橋三丁目三三

西原誠太郎 三島郡千里村片山二二三
岡田利雄 奈良縣生駒郡郡山町大字洞泉寺三六屋敷

大西一男 神戸市兵庫八江通八丁目三七ノ一

織田佐代治 東成郡中本町本庄九七北澤善正方

小鹿義治 西區市岡町二九三ノ三一

笠井毅 南河内郡黒山村字黒山川口喜三郎方

片岡益雄 豐能郡豐津村大字垂水長谷川晶造方

芳野爲四郎 兵庫縣武庫郡大社村七十七中村憲吉方

高橋英三 西區立賣堀北通五丁目五三

上田清 南區天王寺勝山通一の四四六二上田孫吉方

倉永勇 東成郡天王寺村阿郡野一二三ノ一齋藤藤四郎方

山崎敬義 神戸市多聞通五丁目四

前田道夫 兵庫縣武庫郡西宮町東町二丁目六

小林太三郎 三島郡三島村字耳原六七九

秋山正雄 北區松ヶ枝町四二

岸本到 南區天王寺眞法院町九

繁森明 西成郡中津町成小路七五一

篠田半七 北區曾根崎上一丁目四〇篠田清四郎方

芝原朝之 兵庫縣川邊郡伊丹町堀越

東田憲二 西成郡豐里村大字天王寺庄六五三
森岡研二 北河内郡交野村倉治源氏瀧瀬の家旅館内

法學部政治學科

西川留太郎 北區堂島中一丁目六

岡定久 神戸市東須磨野射場ノ下五

吉田奎文 南區東清水町二

久米正則 西區土佐堀一丁目七

松本清重 神戸市兵庫六番町一丁目六七

峯浦重起 西區本田三番町百ノ六田邊遺造方

平尾修三 兵庫縣武庫郡御影町石屋字佐美也

森外久二 三島郡千里村字片山二六〇

商學部商業學科

林茂 豐能郡豐中村白楊莊

仁部喜逸 三島郡清水村大字服部

西島系三郎 兵庫縣武庫郡御影町柳川

安達敬二郎 南區南綿屋町三一

佐藤重徳 西成郡鷺洲町大仁一五六ノ一山田方

眞木新 三島郡吹田町西庄山崎辻西末松方

三木盛男 兵庫縣武庫郡御影町城前佐々木方

森田捨次郎 北區西野田玉川町三丁目二八

鈴木夏助 神戸市葺合町一七二ノ五一永田方

加藤金次郎 北區曾根崎上四丁目二三一

河野克己 北區上福島北二丁目二六野老山方

梶浦太郎 豐能郡豐中村南通り西村方

田中政三 東區南久太郎町二丁目二九

館秀雄 三區縣河藝郡一身田町大字大古會一三三

中村英一 三島郡吹田町字濱田早川方

中野時治 豐能郡豐中村白楊莊

中井淳一 南區難波反物町一三三六

上田三治 中河内郡北高安村大字大竹六五

楠正臣 東成郡鯉江町大字新喜多二四四

山中剛 豐能郡岡町櫻通り二丁目

小西徳藏 北區曾根崎新地二丁目四四

專門部法律學科

石原信次 西成郡千舟町大和田一四四
岩窪一雄 西成郡傳法町北一丁目一七一
石川友也 神戸市兵庫切戸町二一六雜賀方
井筒孝憲 神戸市上澤通二丁目三竹中後雄方
石山豐太郎 北區堂島濱通二丁目一番地
岩瀬升太郎 兵庫縣武庫郡御影町石屋字辰巳四〇一番地
井上 軒 市外天王寺村字天王寺一七五井上方
石田喜壹 北河內郡庭窪村大字北一一
橋本利八 北區上福島北四ノ一金谷方
秦 秋生 南區天王寺紫白山町三九
林 秀雄 兵庫縣明石市人丸下字寺ノ町
花村 格 北區西野田江成町一六一
濱崎保太郎 西區石田町一八番地
半田正三 廣島縣賀茂郡仁方町二〇一四番地
畑浦濟美 東成郡天王寺村字天王寺二二四七
長谷川安治 東區御堂町三六
林 秀穂 西區江戶堀下通二丁目一四五
西村乙吉 西成郡中津町字下三番一七三ノ一
福島教會青年ホーム内
西川武夫 神戸市榮町一丁目四六
本田由雄 神戸市馬場町三三三福田米太郎方
芳地隆祐 西成郡鷺洲町海老江一三四五
富田潤次郎 北區上福島北四丁目五〇門田峰吉方
大島秀雄 東區東雲町三丁目二五六
尾崎榮三 兵庫縣武庫郡今津町西通北一、五四一
岡本竹松 北區上福島北二丁目三九澤田方
岡島澄男 南區鰻谷東之町佐友學靜寮
大橋義策 南區天王寺眞法院町二九
岡田善男 市外中津町下三番一七三ノ一矢野方
小川英三 中河內郡八尾町大字今井二八
大橋藤吉郎 名古屋市中區長岡町二一ノ一中央藥局
大嘉田良一 北區上福島南三ノ八松田光次郎方
小川言吾 北區芝田町五五井内音之介方

若杉繁生 兵庫縣川邊郡小田村杭瀬宮前出
鷺塚 新 西成郡粉濱村五七七柴田眞造方
梶原太壽郎 兵庫縣川邊郡小田村長洲
加藤保一 北區上福島北二丁目三九清靜館
梶 榮 三島郡豐川村大字道祖本一〇一七
川崎義男 東成郡榎本村放外島一一一一
本年度校友春季大會



鎌田 章 西成郡鷺洲町海老江西之町九一五
丸尾菊松方
河野悅敷 西成郡神津町大字木川三ノ三
川島政雄 神戸市兵庫四番町二丁目三八
角脇重治 堺市村木町東四丁七番地
片山多米夫 北區東野田町七丁目九四ノ四竹内方
片山 昇 兵庫縣武庫郡西灘村岩屋三五ノ一八近藤方

神谷虎男 神戸市御幸通八丁目十番屋敷
香月 實 西區土佐堀通一ノ八深川重義方
神谷雅太郎 北區西野田大開町三丁目一番地
横田敬治 兵庫縣川邊郡神津村小阪田一五五
武田鶴夫 北區安治川上通一丁目住友伸銅所内
竹林直信 府下關西線柏原町
巽 千代造 北區常安町五番地
多賀信造 北河內郡古宮村大字濱
竹谷 眞貴 東成郡墨江村上住吉三〇
吉松俊之助 福岡縣筑紫郡二日市町湯町清原豐吉方
玉木豐吉 東成郡榎本村下辻一〇八三
田淵正照 神戸市東尻池町一丁目四一
田村修輔 西成郡千船町四五
武田治二 神戸市荒田町三丁目一八七ノ三
谷岡 寛 兵庫縣武庫郡住吉吳田
曾我部軍治 東成郡中本町中道二二二
内藤進吉 西成郡神島町一〇五〇
中新猛夫 東成郡住吉村七八一
長埜友市 東成郡生野村字林寺四七ノ一
仲居徳太郎 西成郡玉出町五九〇山口寮内
中内伯巳 西成郡北中島村字蒲田一一〇八
中ノ内鹿太郎 西區市岡町一一四
中井利治 西成郡今宮町甲岸四三六ノ一水谷方
村井 久 神戸市鰻濱一丁目六ノ三古谷方
村田武藏 北區上福島北四ノ八岡野長三郎方
村山春喜 西成郡神津町今里七三番地
魚住恒次 兵庫縣武庫郡西灘村原田二三〇岩崎方
植村忠三 兵庫縣武庫郡今津町今津字大東一七四一
野村楠男 兵庫縣武庫郡御影町石屋旭詰二七
國利尋司 神戸市兵庫水通十丁目一四二
桑原正男 泉北郡高石町羽衣
熊岡 幸 南區生玉寺町源真寺阪上ル古田内

矢形義雄 大分市西區花園町六七尼野福松方
山本忠亮 泉南郡貝塚町北
矢田敏夫 南區天王寺石ヶ辻町九七
山中佐太吉 兵庫縣川邊郡長尾村萩野
安田清治郎 西成郡西中島町濱一番地
安田 耕 北區上福島北二丁目三三二
柳ヶ瀬三一 北區東野田町一丁目三一九
山本 東洋雄 西區九條南通四丁目三一七
安西正義 北區上福島北四丁目五〇門田峰吉方
山邊直儀 福岡縣三井郡草野町大字草野
松本兼仁 西成郡中津村角地住宅四一號
前田金吾 豐能郡池田町一七六
松野卓史 西區江戶堀北通一丁目橫濱火災海上保險會社大阪支店內
前川龜一 西成郡千船町大字佃一七二松浦方
前川信之助 北區興力町一丁目神納庄治郎方
丸田龜太郎 西成郡鷺洲町大仁三〇四西山定吉方
前田三代治 兵庫縣西宮町字二號地一四二二
松本 萬 西區市岡町七九植田賢衛方
前田 武 市外豐崎町本庄一四〇〇
松島由雄 中河內郡八尾町八尾三四三
松本次郎 神戸市濱崎通一、二ノ一六小砂方
益田常次 北區芝田町一五六野彦市方
淵上 又 西成郡鷺洲町海老江東之町二三二
古市賢太郎 香川縣木田郡井戸村字中井戸
福田宇平 大阪中央電信局監査課
藤井正信 神戸市四番町三丁目三八谷崎太郎方
福島金太郎 神戸市二宮町三丁目一〇七ノ一
古塚勘助 西成郡千船町大字佃一五五
藤本 龜 市外鷺洲町海老江八三ノ二仙田方
深井 湛 香川縣木田郡井戸村
小林直次郎 西區三條通一丁目四番地
小泉要三 市外鰻崎町岡一六
小松尚榮 西區江ノ子島元警察部長官舎内音我勝方
五島重雄 北區上福島北一丁目三六内領一方

駒杵秀男 西區田中町一六五田村方
小林秀次郎 三島郡三島村字耳原六九七
小林和一 廣島縣福山市地吹町二八八九
江口忠太 北區水幡町七三河口淺次郎方
榎本善治郎 西成郡福村二二七
鄭 堉 北區上福島北一丁目七二高崎旅館
荒井保一 南區西橋町二六
相繁俊之 市外天王寺村一二九九
秋月 明 兵庫縣武庫郡大社村廣岡田順一
相澤武二郎 東區五町一丁目二六佐々木高吉方
綾木茂太郎 市外野江中ノ町七五四
赤木元一 南區鹽町通一丁目八井阪豐光方
秋根伍平 北區上福島南二丁目二〇七星野方
穴吹好雄 北區東野田町一丁目四四二
阿部新一 西區櫻島町三一淺田敬藏方
坂口 勝 東區北國分町五六八
酒井忠雄 兵庫縣尼崎市別所村八七
阪本春次 兵庫縣武庫郡灘村原田七三六
坂元 登 北區新川崎町造幣局官舎
崔 眞 榮 市外北浦江一一山本方
佐藤鶴松 西成郡墨江村字島二八
岸田駒太郎 三島郡千里村山之谷
木村政夫 東成郡中本町中濱一五一
北村清太郎 市外鷺洲町大仁一四二
北田康民 南區天王寺勝山通一ノ二三三
木元順次 南區安堂寺橋一ノ三石井金物店方
木村敏太 北區東野田町一丁目四四二
木村義治 西成郡萩之茶屋鶴見橋通四丁目一
○二三木村音吉方
宮島曼夫 京都府與謝郡宮津町字宮本町
宮武幸平 東區谷町四ノ一池田源太郎方
宮本寅之助 西區築港四條通三丁目三一
三木則人 泉北郡鶴田村字草部
下部嘉一郎 西成郡鷺洲町大仁一四二
鹽見進吾右衛門 京都府天田郡庵我村字中二七三

七戸 祐 北區若松町大阪供託局內
島田 勇 西成郡今宮町橋通四丁七七九七細井喜一郎方
清水彌太郎 西成郡神島町中通三ノ三四水沼方
島屋清敏 神戶市上澤通一丁目二八西尾方
柴田外記馬 西成郡鷺洲町海老江一ノ一三五
柴田清二 西成郡粉濱村五七七
瀧野 勉 西區九條北通三丁目小坂秀次方
下山喜久平 東區今橋二丁目鴻池銀行
島田伊織 西區市岡町六四濱田勇太郎方
志水龜治 北區曾根崎上一丁目一八上田方
平井喜三郎 西區京町堀上通三丁目豐井方
廣田彌七 北區曾根崎上二丁目六四藤井寺內
東瀨 覺 西成郡西中島町柴島三四一ノ七
久田 一 榮 南區上本町七丁目一一
元岡二三 西成郡千船町佃一六二
森田作太郎 豐能郡南豐島村字穗積七七
守 住 恒 岡山縣勝田郡豐井村高圓一三三
森信正夫 北區上福島北一丁目一三〇內海方
森 眞 次 北區上福島北四丁目五〇門田館
森脇秀正 愛媛縣松山市港町四丁目三八
千賀嘉太郎 北區本庄中野町五三宮島光定方
妹尾光恭 神戶市荒田町三丁目一六二ノ八五
杉原 衛 北區萬歲町四九梅田病院內
杉本顯雄 兵庫縣川邊郡伊丹町
住田廣里 兵庫縣武庫郡大社村廣田一七ノ一
鈴木貞雄 兵庫縣三原郡福良町八三
河本政吉 西成郡神津町大字堀六
加月辰三郎 南河內郡柏原町柏原警察署官舎
蔭山茂樹 西成郡神島町本通南四丁目四八〇
楠田寅三 奈良縣磯城郡田原本町四一三ノ一
衛藤忠雄 神戶市塚本通二丁目六三安藤方
吉本銀六 南區難波青原町一二二ノ二八
重川大龍 西區西島町北港住宅一四〇ノ二
專門部經濟學科

井上仲治 西區市岡町八五東洋鐵工所內
板谷 幸 南區心齋橋筋二ノ九左右田銀行內
石川鶴藏 南區難波稻荷町一丁目九七六
石川數夫 北區東野田町四丁目二一〇
伊藤嘉一 北區北同心町二丁目棚橋方
伊原富士夫 南區天王寺石ヶ辻町七二富澤方
岩崎 清 西區土佐堀裏町二〇
亥野貞吉 神戶市外西灘村上野天王前五ノ一
伊木貞市 神戶市兵庫仲道通三丁目九九
八田義直 北區上福島北三丁目七二松井竜太
花田市良 西區四寶島町二六
濱名慶次郎 兵庫縣川邊郡小田村長洲丸田四
花井幸次郎 北區上福島北一丁目六〇
峰須賀三郎 西區鶴町四丁目三ノ二
西田重太郎 北區梅ヶ枝町一九八
堀 茂 西成郡鷺洲町南浦江五二二
島殿國彦 東區半入町七五三
富田英雄 南區大王寺小宮町五六三九井阪恭一方
殿村恭次 北區西堀川町五四
大賀戶恒一 姫路市東郷町五〇七
大森庄三郎 明石市櫻町五九
岡邊秀雄 岡山市上ノ町加島銀行岡山支店
大西富吉 東成郡古市村字今市
尾崎秀次郎 市外鷺洲町海老江九八三ノ二
渡邊 盛 北區上福島北三丁目一三一吉野館
和田正治 東區北濱二丁目二六
渡邊朝廣 兵庫縣武庫郡今津町字今津東通南一六三二岡村鐵雄方
金光三郎 西成郡神津町木川一六四
上戸次雄 西區江戶堀南通一加藤九九九方
川岸 新 西區市岡町元町通一ノ九九神吉政次方
片山誠之助 北區新川崎町造幣局官舎
榎木信雄 西區九條通二丁目四三谷芳一方
河內一馬 兵庫縣武庫郡住吉村字梅之木八五五

川淵眞一 東區森之宮西之町五六六
吉田竹夫 西區天保町稅關官舎內
吉田 等 市外住吉村七三九
鷹見文博 北區上福島北二丁目八〇
辻 市夫 市外千船町大和田
堤 文八 南區上本町七丁目五二八〇
仲山三之助 西成郡神島町四七二小松橋西詰南
莫近藤龜三郎方
中林仁三 南區難波元町一ノ七五六森金造方
中西恒三 西成郡鷺洲町大仁二三熊谷信子方
村田致昌 神戶市西須磨八本町常磐內
上田市郎 兵庫縣川邊郡立花村塚口九一四
卜部義男 東區北濱二丁目永田達之助方
納 孝 北區上福島南一丁目一六角道方
口 彰 北區上福島北一丁目九五吉川方
栗森 保 北區西野田吉野町三ノ五〇梅本清三方
熊澤大五郎 北區新川崎町一番地
山岸源一郎 東區南久太郎町一ノ六菱三商會方
安本奈良雄 南區難波元町七三六
松田典三郎 南區日本橋筋三丁目五九
増子一己 南區天王寺細工谷町五四九〇
松浦 弘 東區北濱五丁目住友友會社
松下春三 西成郡玉出町一一七三
藤田正雄 西成郡鷺洲町海老江一〇三二
後藤忠勝 南區難波元町四ノ二二今井竹次郎方
後藤新治 南區難波元町四丁目三二二
小早川保夫 神戶市兵庫會下山町二丁目一六
米谷一郎 西區田中町四九ノ一
越田宇一 兵庫縣武庫郡精道村青屋相信寮內
好田磯二 神戶市東山町二丁目一九
延藤喜秋 北區北野茶屋町七〇
寺西治三郎 北區新川崎町造幣局官舎八八
朝生仁市 東區常磐町一丁目一六小幡方
佐野隆介 兵庫縣武庫郡大社村廣田

佐伯三郎 中河内郡入尾町西郷一〇六四
菊田春一 東成郡中本町中道四一三
北村重作 神戸市二宮町一丁目六四
水本千代治 北區上福島北一丁目三九高橋方
三宅成思 東成郡住吉村字大帝塚九四六
白長清一 兵庫縣武庫郡西宮濱脇町六
森田重壽 奈良縣山邊郡二階堂村字東井戸堂
森順崇 神戸市西代御屋敷通二丁目四ノ四七
森川阪松 西區石田町一四
持田清治 三島郡春日村大字郡
森永清晃 兵庫縣尼崎市別所村池田二四
杉浦敏雄 西區京町堀通一丁目一四
杉山志敏 東區東平野町八丁目三二三
錫谷彌太郎 西區江戶堀南通四丁目一六
中川賢一 北區上福島中一丁目一三
專門部商業學科
井上全治 西區櫻島小學校内
稻垣周鈔 尼ヶ崎市別所村貴船神社神苑内
伊東祐求 北區上福島南三丁目四九
猪俣八十八 市外天下茶屋聖天坂下
井上賢一 府下濱寺公園第七七號地
泉義三 北區中ノ島二ノ二江商株式會社内
池浦恒一 西區四寶島町二六〇淺田靜夫方
濱口尚 西區小林町五八新宮商行内
橋本進 西成郡中津町成小路七四五
西海眞治 兵庫縣明石郡魚住村中尾七九
西口初太郎 東成郡生野村國分字高田三八ノ一
西村治三郎 兵庫縣川邊郡小田村金樂寺宅地三
西村正喜 北區上福島北三丁目一九〇ノ一山
本ツル方
西村和市 西區土佐堀通三丁目一〇秋山治土方
渡嘉敷唯達 豐能郡麻田村一三七〇ノ四
千頭亮一 南區榮町一丁目芦原警察署西濱出
岡本勇 東成郡西天下茶屋橋通四丁目六〇
八ノ七村上芳

太田半兵衛 北區上福島北四丁目五〇門田峯吉方
岡田勝治 堺市南旅籠町西五丁
小原重三郎 南區難波新川二丁目六八一
岡田孝男 西區江戶堀南通五丁目奥野方
岡田達二 神戸市平野神田町九九
岡勇 西成郡粉濱村四〇一ノ一岡民三郎方
大西秀雄 兵庫縣西宮町字常磐一七淀久吉方
奥河佐嘉喜 西區江戶堀南通三ノ一八日本石油
株式會社大阪支店
脇屋浩 西成郡千船町四一四
川添正民 豐能郡岡町寶通二鴻池銀行寄宿舍
河田茂秋 北區上福島北四丁目二三原方
鴨井辰夫 西成郡中津町下三番一九
加茂實 北區古川町二一
神村一郎 北區新川崎町一番地
吉田清志 北區西野田江成町八一岡崎雄太方
吉田敬治 北區北安治川一丁目九
吉村保男 西區川口町一〇番地
横尾康一 兵庫縣御影町東明字五番二〇ノ一
高原一正 北區上福島北一丁目五九後藤方
竹井德太郎 西成郡鷺洲町大仁二八〇
田中吉之助 姫路市西新町一三七
玉石可一 北區中之島四ノ二五菊池昌方
太子清一 北區下福島三丁目七一
竹村清知 兵庫縣武庫郡寶塚町湯本一二
津田道之助 神戸市兵庫塚本通六丁目五廣田方
塚本康吉 兵庫縣武庫郡今津町津門字東前田
壺田倫夫 北區上福島北一丁目八五舞鶴館
長尾長治 北區堂島濱通二ノ六大阪合同紡績
株式會社内
向井和三 泉南郡佐野町
村上勝治 尼崎市大物村五五ノ一上野方
鵜谷淑彦 東區味原町六一
裏野三治 南河内郡國分村五九九
久保辰雄 北區曾根崎中二丁目一九〇高雄方
(第一九頁(續))

學生彙報

皇陵崇敬會第三回參陵

千里山皇陵崇敬會では去る二月八日第三回皇陵參拜を行つた。先づ履仲天皇御陵に詣うで次いで大阪に最も由緒深い仁徳天皇の御陵に參拜した。此日は陵墓守長が特に案内の勞を取られ、會員一同は内壕の邊まで近附いて陵墓の特徴、沿革等について詳細なる説明を聞いた。參拜後名譽會員青木恒三郎氏邸に於て新年宴會を兼ねて總會を開き小泉會長の講話、牧山副會長の支那視察談等あり、一同興を盡して散會した。當日の出席者は會長小泉教授を始め樋口講師、松崎講師、山本順應氏及び牧山儀平、中山寅造、淺見敏郎、入江堅壽、吉松須賀根、齋藤湊、高岡武夫、山崎正藏、三柄瀧一、木村松太郎、岩田浩太郎、平井梅一、行俊藤太郎、森井惣吉の諸君であつた。(前號第二十七頁挿繪參照)

千里山陸上競技部報

第十回試練會 去る二月二十一日午後零時三十分から大阪市立運動場で恒例の試練會を開いた。當日のレコード次の通りである。

▽百果——着花谷(十一秒五分ノ三)二着藤井、三着丸谷▽二百果——着丸谷(二十三秒五分ノ四)▽四百果——着岸(五五秒)二着丸谷、三着澤田▽千五百果——着高橋(四分四十七秒)▽十哩——着金澤(六十六分)▽ロー・ハールド——着片淵(二十七秒五分ノ四)▽ハイ・ハールド——着谷上(十八秒五分ノ二)▽鐵彈投げ——等高野(十三米)▽圓盤投げ——等高野(三十六米八五)▽ホップステッ▽ジャンプ——等石渡(十一米三七)▽ブロード・ジャンプ——等花谷(十二米三五)二等石渡、三等木下

かくて午後五時會を終り櫻井部長の激勵の辭があつて散會した。尙同部では来る極東オリムピック大會に出場して勝利の榮冠を得んものミ日夜猛練習を續けてゐる。

十四年事業打合會 去る二月八日午前九時より中央公會堂小會議室にて十四年度に行ふべき諸事業並びに其豫算編成の打合せ會を開いた。部長始め多數部員出席左の事業項目を討議して散會した。

一、法政大學ミの對抗競技會。二、早稻田高等學院對本學豫科競技會。三、京都帝大對本學競技會開催。四、第三高等學校對本學豫科競技會。五、滿洲遠征。六、全國中等學校驛傳競走。七、夏季地方巡回指導。

大阪博覽會出品 去る三月十五日から天王寺公園にて開催中の大阪毎日新聞主催大阪紀念博覽會に千里山陸上部は左記の諸目を出品して觀衆の目を惹いてゐる。

一、陸上部使用ベナント二流。二、法政大學及び早稻田高等學院ミの對抗競技會に於いて交換せし兩校ベナント各一流。三、對法政大學競技會にて獲得せし優勝カップ。四、京大主催大學專門學校競技會千六百米リレー優勝旗五、極東オリムピック及び日本オリムピック大會にて金田選手の獲たる優勝カップ三個。六、本學陸上部千六百米デレーリレー日本記録章。七、本學陸上部變遷史。八、金田選手ハイハールド日本レコード章。九、本學陸上部員創立當時及現時の寫眞。一〇、大阪インターカレッジ選手大會に於ける優勝銅板。一一、本學陸上部員章マネー。一二、部長章、選手章。一二、岸選手獲得の優勝盃及びメタル數百個其他。

研究

外國人土地法を論ず

關西大學教授 佐々 穆

一

今期議會に於て外國人土地法案が通過し成立した。先づ參考のために全條文を左に掲げる。

第一條 帝國臣民又ハ帝國法人ニ對シ土地ニ關スル權利ノ享有ニ付禁止ヲ爲シ又ハ條件若ハ制限ヲ附スル國ニ屬スル外國人又ハ外國法人ニ對シテハ勅令ヲ以テ帝國ニ於ケル土地ニ關スル權利ノ享有ニ付同一若ハ類似ノ禁止ヲ爲シ又ハ同一若ハ類似ノ條件若ハ制限ヲ附スルコトヲ得

第二條 帝國法人又ハ外國法人ニシテ社員株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數カ前條ノ外國人又ハ外國法人ニ屬スルモノニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ其ノ外國人又ハ外國法人ト同一ノ國ニ屬スルモノト看做シ前條ノ規定ヲ適用ス

前項ノ資本ノ額又ハ議決權ノ數ノ計算ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第三條 外國ノ一部ニシテ土地ニ關シ特別ノ立法權ヲ有スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ國ト看做ス

第四條 國防上必要ナル地區ニ於テハ勅令ヲ以テ外國人又ハ外國法人ノ土地ニ關スル權利ノ取得ニ付禁止ヲ爲シ又ハ條件若ハ制限ヲ附スルコトヲ得
前項ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス

第五條 帝國法人ニシテ社員株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數カ外國人又ハ外國法人ニ屬スルモノニ對シテハ前條ノ規定ヲ適用ス
前項資本ノ額又ハ議決權ノ數ノ計算ニ付テハ第二條第二項ノ規定ヲ準用ス

第六條 土地ニ關スル權利ヲ有スル者カ本法ニ依リ其ノ權利ヲ享有スルコトヲ得サルニ至リタル場合ニ於テハ一年內ニ之ヲ讓渡スルコトヲ要ス
前項ノ規定ニ依ル權利ノ讓渡ナカリシ場合ニ於テ其ノ權利ノ處分ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前二項ノ規定ハ土地ニ關スル權利ヲ有スル者ノ相續人其他ノ包括承繼人カ本法ニ依リ其ノ權利ヲ取得スルコトヲ得サル場合ニ之ヲ準用ス但シ第一項ニ規定スル期間ハ之ヲ三年トス
第一項及ヒ前項ニ規定スル期間ハ通シテ三年ヲ超ユルコトヲ得ス

附 則

第七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 本法ノ施行ニ伴フ不動産登記法ニ關スル特例ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 明治六年第十八號布告及ヒ明治四十二年法律第五十一號ハ之ヲ廢止ス

第十條 明治三十二年法律第六十七號中「土地ノ抵當權者ナル外國人カ」ヲ「抵當權者カ抵當權ノ目的タル權利ヲ享有スルコトヲ得サル場合ニ於テ」ニ「抵當不動産」ヲ「抵當權ノ目的タル權利」ニ改ム

第十一條 民法第九百九十條中「日本人ニ非サレハ享有スルコトヲ得サル權利ヲ有スル場合」ヲ「國籍ノ喪失ニ因リテ其有スル權利ヲ享有スルコトヲ得サルニ至リタル場合」ニ改メ「日本人」ヲ削ル

二

我國に於ては外國人の土地所有權に付ては夫の明治六年太政官布告第十八號地所質入書入規則第十一條を以て質權及び抵當權と共に之を禁じたのである。蓋し當時の社會上及び經濟上の狀態ニ從來國民の腦裡に深く根ざして居る對領土の觀念即ち神土王土たる此の邦土は其土地尺地雖も之を外國人の所有に委ねべきではないこの思想に支配された規定であつた。併しながら斯かる思想も追追に其跡を絶つやうになり一方社會上及び經濟上の狀態も異常の發達を遂げ殊に對米關係の必要からは非ざる外國人の土地所有權の享有を承認せなくてはならぬとの輿論に動かされ、遂に明治四十三年法律第五十一號を以て一定の要件の下に外國人の土地所有權を認めやうといふことになつたが、該法律は公布されたのみで今日まで實施せられないのであつた。この法律第五十一號を以て公布された所謂「外國人ノ土地所有權ニ關スル件」を題する法律の規定には頗る不備缺點が多く到底時代の要求に應ずることの出来ないものであつたばかりでなく同法公布後に於て朝鮮併合のことが起り同法を同地にも適用することの可否に就て相當考慮を要するため旁延期に延期を重ねて遂に十有五年經過の今日に至るまで實施を見るに至らなかつたのである。同法の有する缺點は先づ其第一條に在る。同條に曰く

日本ニ住所若ハ居所ヲ有スル外國人又ハ日本ニ於テ登記ヲ受ケタル外國法人ハ其ノ本國ニ於テ帝國ノ臣民又ハ法人カ土地ノ所有權ヲ享有スル場合ニ限り土地ノ所有權ヲ享有ス但シ外國法人カ土地ノ所有權ヲ取得セムトスルトキハ內務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ勅令ヲ以テ指定シタル國ニ屬スル外國人及外國法人ニノミ之ヲ適用スこの規定は總ての外國人に對して私權として土地所有權の享有を認めるものでなく唯我國國民に對して土地所有權を認めてゐる外國に屬する外國人若ハ外國法人に對してのみ之を承認するといふ所謂法律上の相互主義を墨守したる規定である。後にも説明する如く相互主義は既に時代遅れの舊思想に屬するものであつて進歩せる現代の平等主義の要求に應じ得られない缺點を有するものである。且つ縱令斯くの如き國に屬せない外國人若しくは外國法人即ち我國に於て土地所有權の享有が出来ても其要件としては自然な人であれば住所若しくは居所を我國に於て有せなければならぬ、法人であれば我國に於て登記を受けなければならぬ上に内務大臣の許可を受けることも要件となつて居る。こんな制限を無暗に附して居るならば折角外國人に土地所有權の享有を承認しても不便が多く却て禁止して居るのと同じ結果になるのである、從つて斯かる多様の制限を撤廢し出来るだけ土地所有權を承認した根本趣旨の徹底を期せうといふ目的に基き今回成立した新法案に於ては總て此等の制限を撤廢したのである。即ち新法案第一條が我國の臣民又は我國の法人に對して土地

しては最早や斯くの如き原則は當然自明の法理であるとして特に之れが規定を設けなかつた程である。瑞西民法亦同様である。斯く同様の取扱を受くるものである規定したのである。この規定は前記五十一號法律第一條に比較するならば一段の進歩であつて予輩の歓迎する所である。又五十一號法律の規定では外國人は我國の到る處に於て土地所有權を享有することは出来ないで場所的に制限を受けて居る、即ち同法第二條に於て

外國人又ハ外國法人ハ左ノ地域ニ於テ土地ノ所有權ヲ享有スルコトヲ得ス

一 北海道

二 臺灣

三 樺太

四 國防上必要ナル地域

前項第四號ノ地域ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス
規定し場所的制限を設けて居る。

三

斯かる場所的制限を設けたる理由は未だ充分に經濟的發展を遂げて居ない北海道、臺灣、樺太の土地を外國人に解放するに於ては其結果が重大なるものなることを慮ばかりたるものであり又國防上必要なる地域をも同様之を除外したのである。併しながら斯んな場所的制限が無暗に多くては矢張り折角外國人に土地所有權を認めた根本趣旨に副はないことになるのであるし一方今日に於ては既にこれ等の土地に於ける經濟狀態も充分なる發達を遂げて居るから縱令之を外國人に解放しても恐るるに足らないといふので新法案は凡て此等の制限を撤廢し唯其第四條を以て國防上必要なる地域だけを除外して居る。此の點も亦新

法案は五十一號法律に比較して一段の進歩を示して居るものであり予輩の大に賛成する所である。併しながら予輩をして云はしむるならば新法案が何故に相互主義を棄て且つ總ての制限を絶對的に撤廢し得なかつたかの點である。惟ふに新法案は北米合衆國加州等に於ける排日土地法に對する敵本主義に出發し徹頭徹尾此の思想に因はれ所謂人種的偏見に基く差別的立法を攻撃せむとして却て其轍に倣つたるものであり、毒に酬ゆるに毒を以てする一種の報復手段であるかの觀を呈して居るのである。果して然らば折角の新法案も未だ新時代の法的理想を相距る甚だ遠いものである云はざるを得なくなり、予輩の甚だ遺憾せざるを得ざるものである。

抑も現代文明國に於ける法律思想として外國人の法律上の地位は原則としては内國人と同一であらねばならぬ、即ち所謂内外人平等主義でふ原理は今や確定不動の法的信念として各國人の疑はない所である。外國人の法律上の地位は其發達の沿革から見ると先づ敵視時代、賤外時代、排外時代、相互時代を経て現今の平等主義の時代に到達したものである。敵視、賤外、排外の時代に於ては外國人は絶對に無權利であつたことは云ふまでもない、即ち一般的の權利能力すら之を認められなかつたのである。然るに近世に至つて内外人の交通が頗る頻繁となるやうになり、互に從來の如き排外主義を固持して居ては結局自國民の不利益となることを自覺するやうになつた。茲に始めて外國人の權利保護の増進といふ問題が考へられるやうになり、先づ以て外國人の一般的權利能力を認め外國人も内國人

と同じやうに一般的權利義務の主體となり得るの資格を有して居るものである即ち人格を享有して居るさいふことを認めた、唯特別的權利能力を認めるか否かさいふ點に付て條約又は法律上の相互主義を採つたに過ぎなかつたのである。外國人に對し特別的權利能力を相互的に認めやうといふ主義を初めて法文に表はしたのは佛蘭西民法第十一條である、即ち外國人は其の本國との條約に依りて許された場合に限り佛蘭西に於て私權を享有する規定したのである。従つて無條約國の外國人は佛蘭西に於ては一般的權利能力は認められずても特別的權利能力は之を享有せないといふことになり又縱令條約國の外國人も特に條約の規定で以て相互に特別的權利能力の享有を定めて居らなければ之を享有することが出来ないといふ結果となる。之を條約上の相互主義と稱する。元來佛蘭西民法なるものは佛蘭西革命の後に於て人類の平等を認め大に博愛主義を標榜して制定された法典であるのに外國人の特別的權利能力に關して斯くの如き條約上の相互主義を採つたのは一大矛盾であるこの非難が高い従つて現今佛蘭西裁判所は右の條文を更正解釋して右規定の精神は平等主義であると解釋し實際には内外人平等主義を實行して居る。條約上の相互主義に對するものは夫の法律上の相互主義である。佛蘭西民法に次で制定されたる奧太利民法第三十五條に於て始めて規定されたものであつて奧國に於ける外國人の權利保護は其本國の法律が奧國人に對して認める程度に於て之を認めやうといふのである。従つて本國の法律が奧國人に對する權利保護を増進すれば又奧國に於ける外

國人の權利保護をも増進するといふ主義である。然し此の主義にも矢張り缺點があり外國に於て自國の臣民に私權の享有を認めない場合に於ては其外國臣民には私權の享有を否認することとなるばかりでなく外國が果して自國臣民に如何なる程度に於て私權の享有を認めて居るかが不分明である場合に於ては其外國の臣民の私權享有の範圍も亦自國に於て不分明たらざるを得ないことになる。然るに現代に於ては外國人の特別的權利能力も一般的權利能力と同じく原則として内國人と同様でなくてはならぬといふことになり茲に所謂平等主義の時代が到來したのである。

四

平等主義の根本思想は元來私權の享有は人類的であらねばならぬといふことを内容とし之を高調するものである。即ち水若くは空氣と同じやうに世界の到る處に於て平等なる私權の享有が出来なければならぬ主張するものであつて、此れを始めて成文を以て宣言せるは一八二九年の和蘭民法第二條である曰く
王國ノ領土内ニ在ル者ハ凡テ自由人ニシテ私權ヲ享有スルノ能力ヲ有ス奴隸及ヒ其ノ他ノ人役ハ其ノ性質又ハ名稱ノ如何ニ拘ラス王國內ニ於テハ凡テ之ヲ認メス
次で一八六五年公布せられたる伊太利民法第三條も
外國人ハ内國臣民ニ屬スル私權ヲ享有ス
と規定し一八六八年の葡萄牙民法、一八九一年のコンゴ國法、南米八ヶ國の調印せるリマ條約案、英國歸化條例等多數文明國は相競ふて平等主義の原則を法文化したものであるが、一八九六年に到りて獨逸民法の制定に際

を以て我國に於ける土地所有權の享有に付き居る國に屬する外國人又は外國法人は勅令所有權を禁止したり若くは種種の制限を附し如き狀態で平等主義は今や自明の法理なり現今文明諸國は實際上總て此の主義を採用して居るが之に對する例外は各國必ずしも同一ではない。北米合衆國に於て我同胞を始め所謂黃色人種が特別的權利能力に付て種種なる制限を受けて居ることは明白な事實である。我民法第二條も亦平等主義を採り

外國人ハ法令又ハ條約ニ禁止アル場合ヲ除ク外私權ヲ享有ス

規定し諸文明國の立法例に倣つて居る、而して現行條約には外國人の權利を保障するものはあるが之を制限するものはないけれども法律命令で外國人の權利を制限するものは頗る多いのである。前に云つた明治六年布告第十八號に依る外國人に對する土地所有權、質權及び抵當權の禁止を始め、日本船舶所有權、日本銀行、橫濱正金銀行、朝鮮銀行、南滿洲鐵道株式會社等の株主權の享有を同じく外國人には之を禁止して居る。(但此の最後の會社人のみは例外として) 其他親族權及び相續權も株主たることを得) 其他親族權及び相續權も原則として禁止して居るのである。右の如く私權の享有は恰も空氣又は水の如く人類の到處に於て之を認むべきであるこの思想から平等主義の確立を見たる現代に於て例外規定を多く設けるが如きは著しき矛盾であることは明白であるから我國は既に説明せる如く明治四十三年に於て外國人に土地所有權を認むるの法律を制定したが而かも其規定には制限が多く却て有名無實の空文たるの讒を免れなかつたので遂に今日まで其實施を見なかつた

ものを見るべきであらう。右に於て述べたる如く平等主義は現代の確定的原則であり我民第二法條も亦既に之を明言して居る以上は速かに外國人に對して私權の享有即ち特別的權利能力の享有就中土地所有權の享有を認むべきことは當然の歸結である。従つて今期議會に於て外國人土地法案が成立した次第であるが無制限に之を承認することは之を爲さなかつたのである。原則としては如何なる國の外國人であつても我國に於て國防上必要と認めたる地區以外に於ては内國人と同様自由なる土地所有權の享有を許すのであるが唯一定の例外は之を認めざるを得ないのであるとし即ち帝國臣民及び帝國法人に對して土地所有權を承認せない國に所屬する外國人に對しては所謂相互主義を採つて之を認めないことと規定して居る。斯かる例外を設けることは法律的理想から觀察して非難すべきばかりでなく對加州問題の解決策としても極めて拙劣なる立法政策であつて却て排日の口實を與へるものとなる虞はあるまいか、予輩の竊かに憂ふる所である。百尺竿頭一步を進め何國の外國人にも無條件で土地所有權を認め何等の人種的偏見にも立脚せない立法を世に示して正義人道の大原則に合致するが如きものであるならば排日家をして眞に反省の機會を與へることになり得るばかりでなく其の結果在外同胞の發展上好影響を與へることとなるであらうと信ずる。(完) —大正一四、三、二十一

千里山俳壇 朝冷選

德島 木下眉城

花吹雪に敷廣けたる庭かな
朝雨や雉子しきりなる山未黑
桑畑やくくり葉吹く春の風

阿波西山上

春曉や山頂きの雪の霏

神殿造營

木の芽雨に檜の香り高き哉

□ 大阪前田夢一

梅林に人の往來の朧かな
耕して戻る夕月堤かな

追加 朝冷

湯の窓に遅日めぐりし木蔭哉
薄月の水に諸子の肥ふにけり
鳥交む木に風の糸垂れにけり
山火事の跡くろくろ雨ぬくし
春愁や野をけむらする晝の雨
春愁を移す歌磨美人哉
春愁や柱に凭れば山遠く

一、當季雜吟募集

一、送稿先 兵庫縣灘深江 有田朝冷宛

一、締切 毎月二十日

一、用紙半紙、封皮に「千里山俳句」明記の事

(學内報續き)

森下留學生の歸朝

去る大正十一年以來北米合衆國に滞在して經濟學、財政學等を研究しつつあつた本學留學

生森下政一氏は、這般業をウィスコンシン大學に卒へ、去月三十日神戸入港の郵船諏訪丸にて、本學櫻井教授、沖中教授、田川秘書等の出迎を受けて無事歸朝した。因に同氏は早速本學期より出講する筈である。

秋岡義一氏の逝去

本學擴張事業殊に千里山學舍建築等につき種種助力の勞を客まれなかつた新京阪電氣鐵道株式會社重役秋岡義一氏は去月三十一日急性肺炎のため市外鯉江町宇蒲生の自邸に於て逝去した。本學から本戶秘書が葬儀に列して弔意を表した。

本學年度入學試験施行

本學年度入學試験を左の通り施行した。

大學豫科

本月七日より同九日まで千里山學舍に於て施行、學科試験科目は英文和譯、和文英譯、英語書取、日本作文、代數又は商業算術(商業學校卒業者に限り)であつたが問題は次號に掲載することとする。尙ほ入學志願者六百名餘、内約三百名に入學を許可することとなつた。

専門部

本月二日より同四日まで福島學舍に於て施行正科、特科併せて約千三百名、その中約七百名に入學を許可した。

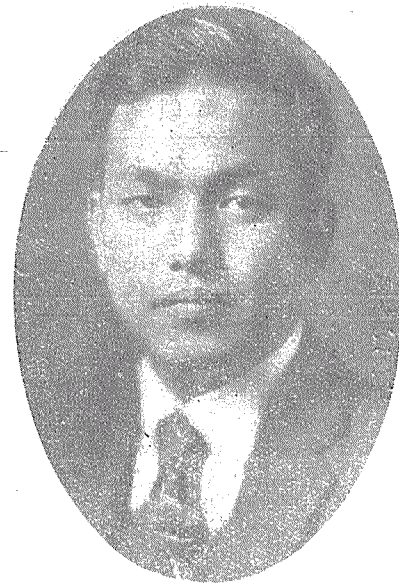
第二商業學校

本月六日及び七日の兩日に互り福島學舍に於て施行、志願者總數約八百名に對し、約二百五十名に入學を許可した。

ウィスコンシンの 學生生活

——森下留學生歸朝談——

別項所報の通り去る三月三十日諏訪丸で歸朝した本學留學生森下政一氏を一日其の私邸に訪ふ氣持ちよい洋風の應接室で和服姿の氏は男らしい口邊に始終人を惹き付けるやうな微笑をたゞよはせつつ徐ろに語る。氏の談話はそのままでも立派な文章である。その名文雄辯を完全にここに紹介すべく筆者のペンの速力が到底及ばなかつたことを返す返すも残念に思ふ。



森下政一氏の近照

らでは日本と違つて委員に相當の權限が與へられて、課業以外のことは一切學生の自治に任ぜられてゐるのです。ところが委員の方ではさう云ふ重大な權限が委任せられてゐるだけ一層一切の事務を運んで行くのに慎重な態度をこりまして、立派に自治の成績を治めて行つてゐます。ウィスコンシンでは Student Court に云ふのがありまして「學生裁判所」なご譯すさ少し固くなり過ぎますが、兎に角此の Court に依つて自治的に學生の風紀、衛生等のことを取締つてゐるわけです。即ち

こんなものでせうか。私等の知つてゐる範圍では名は等しく委員制度でもあちらのミ比べで可成り相違があるやうに思はれます。——實質を捨てて形骸のみを輸入した——一寸そんな感じがしますよ。例へて云へば日本では委員なんか云ふミまるで高等小使が何かのやうに人も思ひ自分も嫌がるやうですがあちらでは夫が大いなる名譽となつて卒業記念のアルバムにはかうした履歴がその人の寫眞の下に特記せられる位です。

此の Court は判事、檢事及び陪審員なき皆學生でありまして何れもクラスを代表して選ばれた者ばかりです。そして苟くも大學の學風に反したり、校則を破り又は學生の體面に拘るが如きことをした者がありますミ、訴へに依つて裁判を開き其結果有罪ミの判決があらば違犯者は登校停止何日間ミか停學ミか夫罰を蒙るることになつてゐます。而も夫等は一切學生の手で行はれ、尙ほ委員達は Case の起る度に非常に慎重な態度で事に當りますから、大學當局が直接やるよりも却つて大い

に効果が舉がるわけです。

丁度去年の今頃でしたか一寸興味深い事件が起りました。それは元來ウィスコンシンでは入學した第一年間即ち Freshman の間だけは青い庇のない Cap を冠る規則になつてゐるにも拘らず一年生の某がそれを冠らずに登校したミ云ふのであります。此青帽を冠せる由來は恐らくアメリカがあつた國柄だけに之に依つて幾分ミも長幼の序を正しくし、新入學生をして上級生に敬意を拂はしめるミ云ふにあるのでせうが、その爲めか、上級生は多少青帽をいぢめるミ云ふやうな氣味がありましてから、下級生は一般に之を冠るミを好まない風が見えてゐたのです。たまたま一學生が之を冠らずに登校した、此のことは大學の古い傳統を破るものであるミ云ふ理由で上級生の某が此事件を Student Court に訴へて出で Court は直ちに豫審を開いて事實を取調べた結果訴へられた學生は青帽を冠らずに登校したミ云ふ事實が明白になつたのでありますから、此事件の判決は大學全體から非常な注意を以て期待されてゐたのでした。ミ

上の判決によつて青帽を冠るミに矜持の觀念を呼びさまされた爲めらしいのです。かくの如く Court の委員が學生ミは云ひながら各人の理智ミ感情に訴へて大學全體の空氣を引き締めて行く手際は實に立派なものがあるやうです。

それからもう一つ深い感銘を受けましたことは學生生活が同時に又社會生活の一部であつて、彼等が實社會へはいるミ云ふことは即ちその學生生活の延長であるミ云ふ感のあることでもあります。日本では在學中は制服制帽ミ云ふものを着て居り卒業するミ背廣に着換へるミ云ふので形式的にも學生生活ミ社會生活ミは全く別物のやうに思はれますが、實質に於いてもあちらの國に於ける程連絡がないやうな氣がします。あちらで之等二つの生活が完全に融合してゐる一例を挙げますならば卒業生の送別舞踏會です。私も之には一二度出たミがありますがその日は前から打合せて置いて州の政廳で行はれるのが例ミなつてゐます。そしてその日一日中は州政廳の建物が全く學生の管理に委せられ、會では招待を受けた知事や市長が若い學生達ミ同じやうに元氣よく舞踏をやります。その爲め學生は社會に出て知事や市長等ミ面會せねばならぬやうなミミが出来ても、決して事更らしい感じや他處へ行つたやうな感も起らず、學生時代の氣分そのままで社會生活を享樂出来るやうであります。

學生時代に於ける訓練に又クラス委員の選舉があります、それは新學期が始まるミ隨分大冊である學生名簿が調製せられ之が早速選舉人名簿ミなるわけがあります。投票場はクラ

スに依つて別別に設けられ學生は定められた時間の間に其の投票場に行つて投票することになります。だから一方に課業は平素の如く行はれてゐながら選舉は圓滿に行はれて行きます。勿論新人生で候補者の人格や技能が分らないことがあれば、その爲に候補者名簿が造られ學校の成績だけでなく Student Activities の履歷等まで明細に掲載せられ、候補者の人物を判定するに不自由がない様に出来てゐます。この様にして學生時代から選舉や政治の仕事を実社會に於けると同様に營んで行きますから、社會に出た後も決して間誤付くやうなことがないのであります。従つて社會が學生を遇するにも單に言葉の上だけでなく實際的にも一個の紳士として見てゐるのであります。日本のやうに學生は少少亂暴しても大目に見て貰へる云ふやうなことはありません。その代り學生の方でも亦夫丈け自重して輕はずみなことをせず戦ふべきところは正堂堂とやるやうです。これについての一小事を申上げて土產話の責任を免れさせて戴きませう。ウイスコンシンでは可成り以前から一、二學年の學生には必須科目として軍事訓練が課せられてゐまして、此教育を受けた學生は一朝有事の際には士官として常備兵の指揮にあたる云ふ、日本の一年志願兵のやうな制度になつてゐます。ところが私の居ります時に此の軍事訓練について一二年の學生が反對運動を起し、全部連署して軍事訓練を選擇科目にして貰ひ度い學長宛に願書を出しました。然るに學長は此の軍事訓練を選擇科目にする云ふことは光輝あるウイスコンシンの歴史を汚すものであるとして學生の

要求を退けたのであります。そこで學生はウイスコンシンが州立大學であつて大學の管理經營については州が最高の權力を握つて居ります關係上、州の議會に請願をして再び同様のことを要求しました。州の議會ではそんなら云つて學校當局者をも呼び出し双方の言ふことを充分に聞きただした上學生の主張に賛意を表することになりました。即ち學生の言ひ分が通つて新學期から軍事訓練は選擇科目となつたのであります。而も選擇科目として此軍事訓練のコースを取る學生の數は之が必須科目であつた時と殆ど同數であつたのであります。即ち之によつて學生の反對したのは軍事訓練其のものにあらずして、之を他から強制される云ふ點にあつたことが明かでありまして、此自由の束縛に對する反對云ふ理由とそれから自己の主張に對してどこまでも争ふ其の堂堂たる戦ひ振りが強く私の心をついたのであります。之なきもあちらの學生が紳士として自らも人も許してゐる證據でせう。

未だ御話しすれば限りありませんが、これから學生諸君にお目にかかる機會も度度あることとすし今日はこれ位で失禮させて戴きませう。

追記—本號表紙の寫眞はウイスコンシン大學の入學式 (Varsity Welcome) である。小高い丘の上に建てられた大學本館の前まで新入學生は隊伍を整へて白裝の女大學生約三十名程に先導せられて上つて行く。本館前についたところで學長の告辭があり、式が済むと上級生の列と綾になつて行進を始める。寫眞は今新入學生が丘を昇りつつあるところ、椅子に依つて後姿を見せてゐる正面の像はリンカーンの銅像である。

(第一四頁より續く)

- | | |
|-------|------------------------|
| 久保政雄 | 北區上福島北三丁目八七藤村コウ方 |
| 山本春三郎 | 北區上福島中一丁目六 |
| 山田延藏 | 西區川口町一〇大阪海上火災保險株式會社内 |
| 柳本慈平 | 西區梅本町山口銀行九條支店 |
| 山下梅吉 | 神戸市三川口町三丁目一四ノ四淺野朝枝方 |
| 山本左一 | 東區南久寶寺町五ノ四一日出紡績株式會社營業所 |
| 山内清三郎 | 北區上福島北三丁目一九〇ノ一岡田米吉方 |
| 舛岡佐平次 | 西區靱北通二ノ三直井爲三郎方 |
| 松村義雄 | 西區靱洲町北浦江六一三福田方 |
| 松本孝 | 北區上福島北三丁目一七八弘田方 |
| 松葉徳助 | 西區靱洲村住吉常盤樹園安藤方 |
| 松岡繁晴 | 北區上福島北一丁目七八石川方 |
| 古郡恒雄 | 西區今宮町齋藤順次郎方 |
| 後藤英司 | 兵庫縣武庫郡精道村三條古平川方 |
| 小林義一 | 神戸市神若通七丁目九 |
| 小林喬 | 市外萩ノ茶屋龜見橋通一ノ二五四 |
| 近藤信太郎 | 東區靱屋町一丁目二番地 |
| 出來島丑藏 | 北區西野田玉川町一丁目 |
| 有本壯吉 | 兵庫縣加古郡高砂町農人町八三六 |
| 赤澤萬藏 | 兵庫縣武庫郡大庄村西小西愛藏方 |
| 澤田善次郎 | 京都市岡崎西福ノ川二三 |
| 酒井實雄 | 西區泉尾町三六〇原種松方 |
| 酒井猛夫 | 神戸市脇濱一丁目一ノ九堀出方 |
| 佐藤末造 | 南區天王寺六萬體町夕陽丘長谷川正五方 |
| 佐伯弘 | 兵庫縣武庫郡西宮松原町五七七 |
| 笹部竹次郎 | 兵庫縣尼崎市大物町二二六 |
| 桐野準平 | 東區郡古市村森小路字藤光園ノ一 |
| 北見種造 | 湖上侃一方 |
| 北坂正三郎 | 東區今橋二丁目二八中江内 |
| | 神戸市中山手通四、一五ノ一太田方 |

製複許不

- | | |
|-------|------------------|
| 皆野五一 | 西區春日山町日本染料製造株式會社 |
| 三橋克巳 | 西區郡津町字堀一三〇 |
| 三輪一耶 | 豐能郡豐中村近江銀行行友館 |
| 三井矢作 | 東區郡神路村字大今里五八 |
| 白岩茂文 | 北區上福島北三丁目九五 |
| 茂野富士憲 | 西區郡豐崎町南長柄一四 |
| 島田市太郎 | 東區郡鯉江町字今福八六 |
| 平井清 | 福岡縣八女郡水田村島内 |
| 廣田武夫 | 北區上福島三丁目二〇、三浦方 |
| 日高正 | 尼崎市向島日本電線製造株式會社 |
| 平尾榮 | 豐能郡北豐島村井口堂 |
| 平井吉春 | 西區郡靱洲町海老江一四三四 |
| 東村忠雄 | 北區上福島北三丁目四一森野三吉方 |
| 廣瀬孝通 | 東區郡古市村南島四〇 |
| 鈴木一男 | 豐能郡岡岡寶通二鴻池銀行寄宿舎 |
| 末村節男 | 西區島屋町四〇六目方 |
| 藤井春一 | 北區西野田玉川町二ノ二一佐藤方 |
| 井上和夫 | 西區八幡屋町二八一森金藏方 |
- 大正十四年四月十三日印刷
大正十四年四月十五日發行
- 編輯兼發行人 辰巳經世
大阪市西區土佐堀通四丁目五番地
關西大學學報局
- 印刷者 飯田彌之助
大阪市西區土佐堀通四丁目五番地
關西大學學報局
- 發行所 關西大學學報局
大阪市北區上福島北三丁目
- 福島學舎 大阪市北區福島
關西大學 電話土佐堀(一〇四九)五五七〇
大阪市外千里山 關西大學 電話吹田一二三

關西大學校友ソノ他關係者各位へ

●千里山學報維持費トシテ、校友ソノ他關係者各位カラ續續多額ノ御出捐ニ預リ有難ク幾重ニモ御禮申上ゲマス。

何時モ申上ゲテキマス通り、出來ルナラハ每號無料デ御配付申上ゲルノガ本意デアリマスガ、今ノトコロドウシテモ各位ノ御援助ニ俟タナケレバ、到底發行ヲ續ケテ行クコトノ出來ヌ狀態ニアリマスノデ、遺憾ナガラ不遠慮ニト言フヨリモ寧ロ進ンデ御寄捐ヲ仰イデキル次第、何卒惡シカラズ御諒恕ヲ願ヒマス。

●金額ハ各位ノ御志ニ委セル外ゴザイマセンガ、大體年額貳圓位御寄捐願ヘマスレバ收支相償フ旨申添ヘテ置キマス。

●從來御出捐願ヘナカツタ方ニ、コノ際何分ノ御援助ヲ御願ヒ申シ上ゲマス。ソシテ新タニ御出捐下サル方ハ、御手數デスガ左ノ申込書ヲ御切り取り下サツテ、金額ナリ拂込方法ナリ適宜御書入ノ上御送付願ヒマス。

●尙ホ、一年以上繼續御送申上ゲテ井ル方デ、今尙ホ御出捐ガナク、且ツ維持費ニ付テ何等ノ御通報ニモ接シナイ方ハ、或ハ送付先ニ現住サレナイノデハナイカト存ジマスカラ、今後發送ヲ見合セルコトニ致シマス。

大正十四年四月

關西大學學報局

千里山學報維持費拂込申込書

住所

年度

科

名貴

金額

一金

拂込方法

振替貯金又ハ郵便爲替

集金郵便

(何れか一方を抹消して下さい)

謹告

本誌維持費御拂込方法に就テ千里山學報維持費御寄捐下さる節は、集金郵便の場合を除く外振替貯金、郵便爲替その他の方法で關西大學學報局又は關西大學會計課へ直接御拂込願ひたく、當方からは御指定に依り集金郵便に委託する外全然集金人の類を派遣致しませんから、萬一學報局員等ミ稱して集金に參るやうの者がありましても決して御拂渡下さらぬやう、念のため御願ひ申上けます。

大正十四年四月 關西大學學報局

關西大學校友並各位
關西大學關係者

關西大學 指定
關西甲種商業

明文堂 野島書店

大阪市此花區上福島北三丁目

電話 土佐堀 一二八六番

振替 大阪 三九九九一番

本學校友 野島藤次郎

外科一般

内臟外科 肛門外科
外傷外科 小兒外科
骨及關節疾患 整形外科

泌尿器科

膀胱 尿管 腎臟
膀胱 尿道系ノ疾患

内科

特ニ消化器病呼吸器病

皮膚病

性病科 エツキス光線科

大阪市西野田兼平町停留場前

首藤病院

電話土佐堀二四〇八番

院長

醫學博士

首藤守彦

文房具、制帽

雜貨、食料品

關西大學給品部

千里山學舍學生控所 內
福島學舍學生控所

新式

六法全書

特色

●一段組横長

●六號活字ニシ

テ小形

●ポケツト机上

兼用サレテ便

利ナリ

●一段組ニシテ

見易シ

印刷

ハ新六號活字使用嚴

密ナル校正ト共ニ印

刷ノ鮮明ナル事到底

他ノ追従ヲ許サズ

製本

ハ舶來總皮製ニシテ

背金文字入爪掛付洋

裝美本

洋紙

ハ上等印刷紙ヲ使用

セリ

大キサ

横 四寸二分

縦 二寸八分

厚 〇寸六分

定價

金貳圓五拾錢

送料拾參錢

【内容見本送呈】

關西大學講師

木下孫一著

最新刊

日本憲法要論

著者は關西大學專門部に於て憲法講座を擔任して夙に令聞ある人なり。本書はその講義草稿に更に幾多の改訂を施して公刊せられたるものなるが明快なる文章にて能く日本憲法の要を説きて遺憾なきのみならず註に於て諸大家の異説を擧げ之に一々自家の見を加へ努めて法の解釋の妥當を期したる等又以て學に忠なる著者の面目を見るべし。猶ほ卷末に條文を附して參照の便に供せり。學生諸氏は素より汎く研學の士に推奨す。

辯護士法學士

入江眞太郎著

最新刊

不法行為論 (第二卷)

「過失なければ損害無し。」とする從來各國不法行為法を一貫した過失責任主義は、果して何處まで維持し得られるものであらうか。晩近商工業の隆盛、大企業の勃興、又は危険な機械器具の出現は不法行為に基く損害賠償をして、愈々其數を増加し益々其性質を複雑ならしむるに至つた。然るに之に對して我民法は過失責任主義を採用した僅々十六條の法文を以て、日進月歩の社會に續々發生しつゝある諸般の損害賠償事案を解決しようとするのであるから到底圓滿な結果を得ることは出来ない。民法に造詣の深い著者は我民法の前記の欠點に鑑み夙に我不法行為法を中心として、之と英米不法行為法並に獨逸不法行為法との比較研究に没頭し、茲に不法行為論第一卷として、先づ我不法行為法と英米不法行為法との比較研究を公にせられた。本書を一讀するに依つて、一般世人は世界に冠たる英米不法行為法の體系を知ることが出來、立法者は我不法行為法改正の資料が得られ、又法曹家は我不法行為法解釋の材料を得ることが出来ることゝ信ずる。

菊判布裝二四五頁

定價金貳圓五拾錢

内地送料金拾八錢

大阪市北區會根崎上三丁目一五五

大阪巖松堂書店

電話一六五三番 振替大坂三番二七二

菊判皮總皮スー装

上製箱紙數匹八〇頁

定價金四圓八拾錢

送料金拾八錢

フェルモ一號

端西國ウ井リアム、ゼー、バーナード時計會社製「去華就實」主義
ノ時計、其號「フェルモ」伊語(FERMO)ハ實ニ其名ノ示スガ如
ク精確堅牢ニシテ永久ニ安心シテ御携帶ヲ願ヒ得ル斯界ノ
逸品切ニ御試用御勸メ申上マス



ニツケル	パリヌ型	「フェルモ」	アンクル	十五石入	八型半	腕時計	金貳拾五圓
銀	同	同	同	同	同	同	金貳拾貳圓
同	同	同	同	同	九型半	同	金貳拾壹圓
同	同	同	同	同	八型半	同	金參拾五圓
十八金	同	同	同	同	同	同	金參拾五圓
同	同	同	同	同	九型半	同	金四拾五圓
右ノ外ニ	同	同	同	同	同	同	同
ニツケル	パリヌ型	「コンゴ」	アンクル	十五石入	十型半	腕時計	金拾貳圓
銀	同	同	同	同	同	同	金拾參圓

大阪高麗橋四丁目(淀屋橋筋南入東側)



生駒時計店

電話 本局 八四五、四七二六
振替番號 大阪 三八五

新入學生各位に謹告

多數の入學志願者に拔んでてめでたく御入學になつたことを衷心から御祝ひ申し上げます。早速制服御新調のここぞ存じますが、その節は是非弊店へ御用命下されたく、弊店主は曩に關西大學の御下命に依り、歐米各國の諸大學を歴遊して専ら服制を研究し昨春歸朝、爾來その研究の結果の實現に努力して居る次第故、必ず各位の御期待に副ひ得るものと信じます。

大正十四年四月

大阪市上本町六丁目

關同關
西第西
甲二大
種二學
商商業

御指定 長谷屋號洋服店

電話南四五一二番

振替大阪五五三八番

●今宮支店

●釣鐘町支店

五月の三越

夏物大賣出し	十一日より
中形御浴衣地陳列會	十一日まで
三條會繪畫展覽會	十一日より
間部時雄氏滯歐會	十一日まで
油繪展覽會	六日より
佛蘭西現代大家會	六日まで
新作畫展覽會	十八日より
天岡均一氏遺作展覽會	十八日まで
新潟縣聯合染織物大會	十三日より
並ニ新潟縣物產陳列會	十三日まで
日本自由畫壇	十五日より
第四回試作品展覽會	十五日まで
夏の均一品大賣し	廿七日より
	六月六日まで

大阪



三越呉服店

初夏の光はすべてのものを生き生きと躍動せしめ、店内は例に依てすがすがしく初夏気分を漲らしてをります。尚上記趣味の催し物も御座います。何卒御光來の程御願申上ます。

